矯正図書館

監獄雜誌

第四卷第九號

目録

●宮城縣監獄署輕便蒸氣消毒器の畧圖

●論說……（一頁）
●刑法改正の調査あるを聞て所望を記す　函館散人
●請負工業は監獄作業に適せすとの議に就て　金城山人

●雜錄……（一一頁）
●出獄人の保護に就て　望海仙
●華族諸君に望む　相海漁史
●監獄の名稱に就て　新參生
●監務整理の第一着手　礒野古狂生
●書籍の表紙より文字を寫す發見　回天居士正道
●各工場内に於ける役囚の坐位に就て　浪華生
●看守の懲罰に就て　彈勁生
●故障の判決に對する刑期起算　霞堂主人

●飜譯……（一九頁）
●刑法第五十六條に規定せる強制教育場の組織は如何すべきや　薩遜感化院長ペスレル氏著　日本鐵血居士譯

●海外通信……（二二頁）
二件

●統計……（二四頁）
●新刑法實施前後在監人比較表

●雜報……（二七頁）
數拾件

●寄書……（三四頁）
●教誨師の地位　曇氣樓主人
●犯罪防制論　平田嘉兵衛

●通信……（四三頁）
數件

警察監獄學會發兌

矯正図書館

●會告

○監獄雜誌第四卷第拾號迄ノ代金ハ來ル十二月二十日ヲ期シ是非御送金被下度年末會計整理ノ都合有之豫メ相願置候也

◎一金五圓也

右ハ元警保局主事沖繩縣書記官香川輝君ヨリ本會ヘ寄贈有之紙上ヲ以拜謝ス

◎本會ニ寄送セラルヽ草稿用紙中卷紙ヲ以染筆送付セラルヽ向有之印刷ノ際一々他用紙ニ淨書ノ手數有之發行多忙ノ際困難致候間爾後ハ半紙又ハ美濃紙ヲ用ヒラレ尙一行二十三字詰トナシ字體ノ分明ナランヿニ御注意アランヿ希望ニ堪ヘサルナリ

十一月

警察監獄學會

矯正図書館

宮城縣監獄署
輕便蒸氣消毒器之畧圖

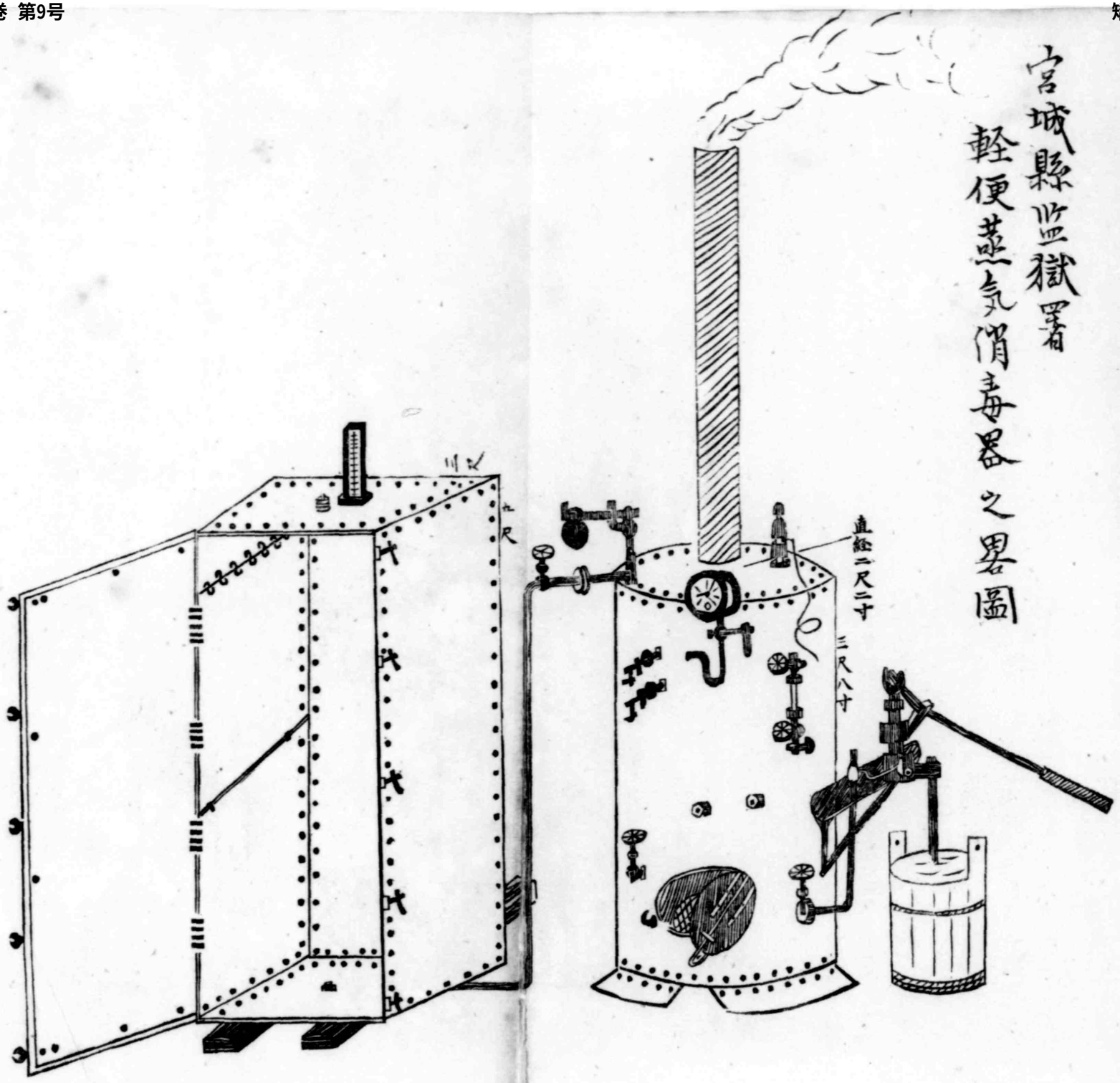

監獄雜誌　第4巻 第9号
矯正図書館

監獄雜誌第四卷第九號

論說

●刑法改正の調査あるを聞て所望を記す（續稿）

函麓散人

二　罰金の範圍を擴充せられたき事

佛學風の平等主義を以て罰金を規するは寧ろ不公平と謂はざるへからす現行刑法に於ても罰金の最上限と最下限との間には少小ならきる餘地を存すとは雖も予輩は尚數層其差を增大せられんことを希望するなり殊に貪利的の犯罪は隨分富者の間にも絶てなきにはあらざるを以て此種の罪質には其犯罪人の屹度苦痛を感する丈の罰金を科せられて可なり否らされば罰金は弱者をのみ苦むるの具となるの恐れあり例之は巨萬の資產ある者に百圓の罰金を科するは其日稼きの工夫より五錢の科料を徵する丈の效力も非ざるへきなり殊に予輩は現今實に無法なる暴利を貪り轉た飽くなきの驚慾を恣にする所謂高利貸なる者ありて人民の幸福を破滅し施て社會の安寧をも妨害するを措て顧みす法律上此等の徒を罰するの規定なきを疑はずんはあらさるなり既に獨逸の如きは特に其必要を認めて單行の法律を發したるにあらすや我國に於ては幸に刑法改正の好機會あり宜しく相當の規定を刑法中に插入すへきなり要するに主刑の罰金と付加の罰金とを問は

す其最上限を幾千圓の多きに定めて可なり獨逸不當貪利罪の付加罰金は壹萬五千馬克に上るにあらずや然れとも此は是れ獄事家の深く講究すへき所にあらされは進んで本問題に入り敢て論述せんと欲するは大體貪利の慾念に起因する所の犯罪に在ては單に罰金のみを科することに改正ありたきの一事なり是れ此種の犯罪人は大槩多少の知識と財産とを有するものなれは監獄の惡風俗に感染せしめさらんことを欲す且監獄に繫留する人員を少しなりとも減省せんと望むを以てなり且既に貪利の情大の爲めに眩惑して犯罪する者なれは多額の罰金を徴收せらるゝこと彼等の爲めには最苦痛なるへけれはなり夫の賭博の如き其人物の如何に由り一時慣樂の爲めに法に觸れたる者ならんには單に罰金を科するのみにて可なるへし又犯罪人の一大部分を占むる所の山林盜伐も自由刑に處するよりは寧ろ罰金を以て適切となすへし其他輕微なる犯罪にして其結果强ち社會の安寧に危害を及ほすの虞なきものは成るへく罰金のみを適用することゝしたし

又次に一言したきは罰金を納付せさる者の處分にして若し法律上各地方に東京市の養育院の如き授産場を設置し不納者を此に投して相當の作業に由り工賃を得て罰金を納付せしむるの規定を設定せられんには最策の得たるものなるへしと思考す此授産場は各地方の不同を避くる爲めに國庫の負擔を以て設立するを可なりとすへし若し此設置を容易ならすとすれはクロ――チ老典獄の說の如く年月の間に市町村をして租稅と共に徴收せしむるも可なるへし要するに罰金を自由刑に換ふるは眞に不得策なりと謂ふを憚らさるなり而して此換刑の事を是非とも存せんとならハ現行法の如く一圓を以て一日に折算するか如き不權衡を廢除し個人的に一圓以下二十錢以上を以て一日に換ふることを規定せられたきものなり下等社會の貧民に在ては一日に一圓の所得あらんこと殆と絶無なりと謂ふを得へし漁夫車夫等の如き臨時多額の所得あり得へき者の外は槩して犯罪に由り財を得たる時の外にはあらさるへし

三　嬰兒壓殺に對して別に刑を設けられたき事

嬰兒壓殺者の謀故殺を以て論せられ既に減輕して徒刑に處せらるゝとも監獄に於ては他の犯罪人の比較上實に憫然にして見るに忍ひさるものあり此種の犯罪人ハ國家の生存上より觀察するときは無論重刑に處すへき價値ありと雖其衷心を推量すれは一身又は一家の面目を保持する爲めに斷腸啻ならさる苦痛を忍んで自己最愛の子女を殺したるもの多けれは犯罪を遂行するの後吾自ら吾を責めて已まず遂に發狂する者さへ少からさることにして別に他人及社會に妨害を及ほすこともなく自己に於ても眞に後悔して措かさるものなれは重刑を加へて其改悛を計るの必要なき者なり今日とても典獄の注意に由り大抵特赦を上請して期限前に釋放することにハあれとも尙刑法に於ても特に規定を設けられたきことなり方今は此弊風も既に大に減少せりと信す復た昔日の如き大害あるの虞なかるへきなり

四　監視の規定に關する事

監視に關する議論は年來屢〻予輩の聞知する所にして或は全廢を主張するあり或は種々の改正案を唱道するあり隨分世間に囂々たる問題なりとす曩者議會に提出せられたる草案に於ても種々改正する所あり然れとも予輩は今少く其歩を進めて畧〻獨逸刑法の規定に倣ひ罪質にのみ由りて必すしも監視を付せす尙個人の行狀をも參酌することに定められたきものと思考す乃ち刑法の各本條には罪質に由りて裁判官は監視を付

矯正図書館

加し得へき旨を言渡し得へしと規定し其監視に付すると否は在監中の行狀に由り典獄の意見を聞きて各地方長官の決定すへきものと規定せられんことを欲するなり右の如くなるときは在監の際既に改悛の實效著明なるに至りたる囚人は出獄後復た監視の羈絆を受けす其生計上非常なる便利を得ることなり予輩は監視に關する法律上の規定は大概此の如くにて可なるへしと信するものなり其全廢說に至ては輙ち遽に贊同することを能はさるなり

五　假出獄に關する規定の事

假出獄は刑名の部に於て論したるか如く單に長期刑のみに就て之を施行することと定められたし乃ち長短刑の界線を三年とすれは三年刑以上の囚人のみ此恩典に浴すへきものなり原來假出獄は行刑楷級の一たるものなれは其區域を過小に定むるは行刑制をして不完全ならしむるか如き觀あれとも實際短小の時日（大約三年以下）にては囚人の心術を測知すへからず少くとも二年以上三年間位の時日を經されは其眞に改悛したるや否を斷定すへきにあらさるなり奸惡なる犯罪人の假裝の術に長するは實に世人の意想外に出つへし多年獄務に從事する者に在ても時としては一驚を喫せらるゝことあり現に一二年間も聾啞の態を假裝したる者の實例一にして足らさるにあらすや其忍耐力の普通人た超絶するや以て見るへきなり故に曰く假出獄は大卒三年以上の刑に於てのみ之を施行すへしと

尋て改正草案に於て假出獄中重罪輕罪を犯したる者の出獄中の日數を刑期に通算することゝせられたるは假出獄の本旨に適せさるにはあらされとも予輩は容易に之に同意を表し能はさるなり假出獄を以て單に行刑の一段階とすれは其出獄中と雖依然刑罰の强制を受けつゝあるものなれは在監中に異ならす刑期も經過するものと云ふこと得さるにはあらされとも原來一種の恩惠として假出獄を許可するものなれは更に有意の犯罪ありたる場合には懲戒の旨意を以て假出獄を取消し出獄中の日數は刑期に通算せす直に監獄に投して本刑を繼續することゝなして相當なるへし現行法に假出獄を停止すとあるハ種々の不便あるを以て停止を改めて取消の文字を用ひられたし猶且重罪輕罪を犯したるときに限らす假出獄に關する行政上の規定に違背したるときも亦假出獄を取消得へからしめたし其一例を擧れは一定の住居及職業を證明し能はす賭博場又は遊廓酒樓等に出入し惡友と交際するか如きは假出獄取消の理由たるへきなり

啻に假出獄中不都合の所爲あるとき之を取消得へきのみならず假出獄の日より少くとも三年間は行政官に於て取消の處分を爲して殘刑期間監獄に拘禁し得へきことと定められたし其故は改悛を助長せんが爲め即ち復た社會に危害を加ふることなく良民に化して正業を營ましめんとして假出獄を施行したるに其結果豫期に反對して更に社會に流毒したる者なれは今一應刑罰の强制に復して十分恐縮せしむること必要なれはなり之を鍛冶に喩ふれは十分に鍛錬したりと思考せしもの案外鈍刀なりしこと判然たるに至れは之を改造せんこと勿論なるか如し鈍刀を世に出すも何の用を爲さゝるを如何せんや囚人亦爾り未た改悛の效果十分ならさる者を社會に放遣するは實に危險なる業なり故に少く殘忍なるか如くにはあれとも社會の安全には換へ難けれは斷然此の如き規定を設けられたきものなり畢竟監獄に於て刑期間終始嚴肅なる紀律に服從すへきものを中途にして出獄し設令完全ならすとも自由を享受することなれは其刑期の多少延長するは强ち

矯正図書館

不相當と謂ふへからさるなり乃ち右に失ふ所を左に得るものと謂ふて可なり刑期は延長すると云ふへきなれども自己の所業にさへ不都合なけれは何の支障もなく刑期の終了せると毫も異ならさるなり故に予輩は假出獄者にして刑期中は勿論譬令刑期後たりとも假出獄の日より三年以内に更に罪を犯し若くは行政上の規定に違背するときは假出獄取消の處分を爲すことを得へく而して出獄中の日數は刑期よ通算せすと規定せられんことを望むなり

改正草案に於て現行刑法第五十七條を刪除することゝせられたるハ予輩の深く感謝する所なり將來に向て好望の存するにあらされは何人たりとも現在の吾に滿足する者はあらさるへし本條の規定は數刑を併有する囚人の自暴自棄を招くの恐れあり

（續出）

●請負工業ハ監獄作業に適せすとの議に就て

金城山人稿

監獄の作業は官司業請負業何れか可なるやとの議に就ては學者實際家の共に論爭する所にして甲是乙非未た何れか最も獄囚の役法に適當せるやを知らさるものゝ如し而して作業の種類及撰擇の如何に就ては予輩既に監獄雜誌紙上に於て臭見を開陳したり故に茲に贅せす要するに監獄作業は民業に妨害を與へさる出獄後自活の道を得るに易き工業内に就き各囚個人的の性情に應し適應の業を撰むへきこと肝要にして近世獄務家の俱に認むる所なり然れども之を實際に施設するに當り種々の障碍ありて能く其主旨を貫徹する能はさるは予輩の平素遺憾とする所なり又實際家の說を聞くに民業に影響を及ほさざる自活の道を得　き業とは果して如何なる業を指示するや實に漠然として捕捉するに苦まさるを得す云々と予輩案するに各地方に於ける良民の生業とせる工業ハ常に優勝劣敗の原理に支配せられて各種の工業中最も利益多き業を撰むへきこと爭ふへからさる事實なり是れ畢竟生存競爭上其地方に需用者の寡少なる或る種の物品を如何に巧妙に製出するありと雖も廣く販賣の方法を他地方に需むるの覺悟と資本なきものに在つては尙更に其地方の需用者に供給するの容易なると利益の多きに如かざるや萬々なれは勢ひ一地方の顧客を對手とし可成其需要に投せんことを勉むるは自然の狀態なりと云ふへし右の如く良民の寄を以て衣食する各種の業は共に良民の生業を奪ふの嫌ありとせんか監獄作業は常に其地方に顧客少なき寧ろ需要なき業を撰むを要し其地方に需用少なき業は彼等囚人をして出獄後自營の途を得せしめんこと實に困難なりと云ふへし

然れは予輩は止むことを得す監獄作業は官用業として多くの資金と手數を要するの煩と民業と直接利益を爭ふの憂ひ少なき請負工業を以て監獄作業の性質及條件を充たす者なることを認むる者なり然れども凡そ物一利あれは一害あり一便宜の存する一弊害の伏する所なりとは古來傳ふる所にして爭ふへからさる事實にして獄務實際家の常に虞るゝ所は囚人作業を請負業にするときは便は即ち便なりと雖ども是より生する弊害の多きを如何にせんと躊躇せるものゝ如し然れども予輩は未た容易に之を信する能はさるなり請負業必すしも官司業より弊害多きと云ふへからざるなり請負業にして弊害多しと云ふは是れ當局者の監督其宜しきを得さるの罪なりと予輩は平素信して疑はさるなり請負業者にして屢々監獄に出入するときは或は囚

矯正図書館

人の密信を媒介し請托を受くることあり若くは社會上の出來事を彼等四人に通信して逃走の念を誘起せしむることあり其他行刑上に障碍を與ふる等の憂ひなき能はさるへしとは請負工業を批難する者の平素口にする所なりと雖ども是れ等は素より作業當局者の監察にして其宜しきを得は何ぞ斯る不逞を容るゝの餘地あらんや斯る論者こそ却て己れを舞ふして自己の眼孔の普及せさることを表白するものと云ふの外なし故に予輩は右等の事實のみを以て論者の說に左擔する能はさるなり尙其他に論者の憂ふる所は監獄當局者にして請負人と結托し或は云ふへらさる醜行あらんこと是なり是れ又杞憂と云ふへきなり何となれば右等の如き結托云々の事の如きは何んそ獨り請負工業にのみ限らん況んや官司業に在つても多くの材料品及器械の購求に關し普通商人と直接應對するに於てをや然れば是等の議論又予輩の首肯する能はざる所なり以下進んで請負工業より生する利益及便益を列擧して我當局者の參考に資せんとす

第一　請負工業は作業費即ち材料費及器械費を要することと尠少にして多囚を使役し得るの利便あり從來の經驗に由れば彼の監獄の經費を以て國庫に仰ぐの北海道及內地の集治監の如きは姑らく之を論外として云はさるも各府縣監獄の費用の如き其全部を地方稅の支辨に屬せしめたるの今日に在ては尙更請負工業を以て最も監獄作業に適するものなることを感知せり、現今地方稅負擔に屬する經費決して尠なきにあらず而して此多くの地方稅日中其最も大部分を占むる者にして常に地方議會の議に上り議題となるへきもの予輩は監獄費及警察費を除きて他に之を求むる能はさるなり其他土木費の如き勸業費の如き成は議論なきにあらすと雖も要するに是れ皆積極的出費にして彼の監獄費の如き全然消極的費用に屬するか如きはあらす而して一面監獄を以て犯罪人の學校なりと迄酷評する者あるの今日斯る多額の監獄費用を細民の膏血より徵收したる地方稅を以て充分に圓滿に支辨せしめんと素より至難なれは勢ひ地方議會は監獄費用を節減するに至り彼の作業費の如きも常に此勢に制せられて將來見込ある作業も之を擴充する能はさるか如きは比々として皆是れなり然れば官司業として當局者の方すに如何なる成算ありと雖も之を應用せんこと尙樹に緣て魚を求むるの類なり、若し之にして請負業たらしめば全く作業費を要せずして寧ろ業種の撰定に苦しむことなく多囚を役使することを得て工業費の不足を訴ふることなく當局者又囚徒を使役する上に於て苦慮なけん

第二　工業上に使用する事務員を要することと少數にして從て是より生する莫大の利益あり監獄作業等にして官司業たらしむるときは吏員を要すると多數なり試みに之を列載せは第一材料及器械等を購入するに少くとも一人又は數人を要し而して其材料及器械を管理及整理するに數人を要し之を工場掛に渡して製品となるの曉き又其製作品に付き材料品の仕拂に及ひ是に要せし人工即ち工錢高の算出等製品の原價を報告するの手數を要するのみならす又之を販賣するよ當て其品相當の評價をなさゝるへからさる等前後數回煩雜なる手續を經由せさるへからさるのみならす是に伴ふ所の諸帳簿の記牒等實に少なからさる吏員を要す是等多くの吏員に要する俸給其他諸費の如きは茲に詳細計表を示さすして明かなり若し囚人作業をして請負費とするときは大に吏員を節略し經費上の節減を見ること實に火を睹るか如し

第三　作業費を要する少なき割合に多くの雇工錢を收納するの益あり官司業は多くの材料費と多くの吏員

矯正図書館

を要する割合に製品の販路の如何に由て將た製品の巧拙に由て或は實際に要せし材料及工錢より低下に販賣せさるへからさる場合なきにあらすと雖も言を替へて之を云へ〻監署の計算を以てせさるへからすと雖も請負業に在つては請負者の計算に屬するものなれは其收支如何の如きは措て之を問ふを要せす監署は唯當初の契約に依り雇工錢を收納するのみにして其官司業の收支相償ふ能はさるに優るや萬々なりとす而して其雇工錢收入の點より至つては却て官司業より生する收入工錢高に比し比較的に多額なることは予輩か從來見聞する所の統計に徵しても明かなり右の外請負工業は他日放免せらるゝ出獄人をして正業に就かしむるの良楷梯たらんとは予輩の平素信する所なり开は何となれば彼の放免者は在監中より請負業者に緣固あり請負者は能く彼等の技倆と性行とを知れるを以て掛念なく之を雇使する等大に出獄人をして雇主を得るの便あれはなり斯く言はゝ議者又云はん右の理由の如きは行刑上最も許すへからさることにして請負者に狎昵し却て密信を媒介し逃走の念を誘起するの等の端を開き弊害を生する等の恐ありと然れとも予輩より之を見れは是れ未た其二を知て其十を知らさる者の言と云ふへし或は論者か憂ふる如き弊實ありと想像するも紀律は以て此弊害を矯正して餘りあり何んそ弊の乘すへきを許さんや而して之を伴ふ所の利益は前顯陳述せし如く彼等の如く久しく社會より離隔せられつゝありし不良無職の徒をして有職の民たらしめ他日良民社會に齒して恥つるなきに至り一面以て再犯を防遏するの良楷梯となり實に一舉萬金の好方便と云ふへきなり而して最後に實際家か平素憂ふる所の作業の撰擇に苦しむ等のことなく且つ良民の生業に妨害を與ふるの嫌なきのみならす益々其地方の產業をして助長發達せしむる等其効益偉大なりと云ふへし

要之に監獄作業を請負業と爲すときは一弊害を矯正するに勉むると同時に前掲列載する利便の外猶ほ直接間接に獄治上に資すること予輩の禿筆の能く盡す所にあらさるなり讀者幸に其筆の拙あきを咎めて其意を害せさらんこと只管希望に耐へさるなり故に予輩ハ雇主の許す限に於て四人作業を請負業に轉するの方針を採らんことを我當局諸君に勸告すること切なり當局者果して如何となす

雜錄

●出獄人の保護に就て

望海仙

是迄とても本問題に就ては時々論辯することなきにあらさりしと雖時機の未熟せさるを疑ひ痛言するの場合には至らさりしなり然るに近時數〻其談を聞き其記事を見ることあるを以て抃舞の至に勝へす予も亦驥尾に付て聊か愚見を開陳せんと欲す

出獄人の保護は犯罪豫防の一大要具なり監獄如何に改良するも此保護の事業滿足に發達せさるときは監獄の多祥なる作用も半は水泡に屬するなり故に世の有志者汎く賛同して此事に盡力せんこと予の切望して措かさる所なり

從來各地に於て保護會社の設立を見又は見んとしたると稀少なるにはあらされとも能く今日に至る迄維持し來りたる者果して幾何かある乎見に由るときは概ね資金の關係に於て永續の基礎を確立し得さる者の如し洵に遺憾なりと謂ふへし今予の遺憾なりと云ふは何か爲めなるやと問ふに出獄人の保護には格別に資金を要することなければあり蓋し巨萬の資金を醵集せんと企圖すれはこそ容易に會社も成立せさるあれ若し何人も一片の公共心を捧けて入社することを得る者とすれは決して不容易の事業にはあらさるへし何をか公共心を以て社員たることを得ると謂ふ予は將に云はんとす社員は其身分に應し男女幾名の出獄人を引取て或は僕婢となし或は工夫となし或は農夫となし或は手代番頭となして使役するの義務を

矯正図書館

負擔すべきのみと尚少しく詳細に解說すれは社員は傭人の需要ある毎に會社に向て何種何樣の人物を選定して送付せんことを申入るへし例之は薪水の役を執らしむへき年齡二十歲前後の婦女とか機織の工女たるへき手藝の素ある者とか馬丁たるへき壯年の男子とか詳細に需要の點を說明すへし會社は一々其需要に應して選擇し該社員に送致するなり此方法に依るときは別に資金を要せすして圓滑に社會の大問題たる出獄人保護事業を完了することを得へし殊に僻遠の地方に於ては此方法を以て最適切となすへし

出獄人の保護に現金を使用し並合宿所を設置するは最有害なること今復た喋々するを須たさるへけれは茲に省畧に從ふ之を要するに出獄人の保護は出獄の即時に相當なる住居と糊口營生の方法とに就くことを以て主要となすなり旅店に宿泊し飲食店に出入する如きは出獄人をして再ひ迷路に陷らしむるの危險あり故に出獄以前に會社は監獄と協議して甲は何地に送り乙は何氏に依賴すと豫め案定するを要すへし

尙社員以外の雇役者に向ては會社自ら身上保證の衝に當りて出獄人の傭役を周旋すへし若し保證金の提供を要するには會社にて一時支辨すへし此等の費用は漸次月額を定めて償却せしむへきなり又職業に由りては被服及器具の必要もあるへし

右に畧言したる方法は出獄人の多數なる時或は供給の需要に超過するの虞もあるへきを以て保護會社所在地に在ては總て道路及橋梁の掃除街路の撒水除雪路傍便所の洗滌等を市町村と協議して會社の請負となし傭主の定まらさる出獄人を使役して之に從事せしむへし其間ハ會社役員其他篤志者の家に起臥せしむること最有益なるへし

各地有志の諸君は愚意を諒察して深く考慮あらんことを乞ふ吳々も先つ幾千幾萬の資金を募集し而して後事業に着手せんとするか如き迂路を取ることあるへからす予の見聞する所に由るも資金募集の爲めに既に資金を消盡して折角の計畫も雲散霧消したる實例なきよあらす又某々地に於て廣大なる空地に何出獄人保護會社建設地と云ふか如き大標木突立して空く雨露の爲めに朽腐しつゝあるを見たることあり吁

●華族諸君に望む

相海漁史

我國に於てホーワルドの出てさるを慨歎する者往々にして之あり我輩も亦此歎息を分つ者なり然れとも能くホーワルドたらんものは世間に其人多からす我輩貧書生の赤手にして起つも決してホーワルドたるへからす我輩は如何に蘇張の口舌を弄するもカントリーソーの筆硯を事とするも能くホーワルドたらんことは企及すへからさる所なり乃ち我輩は衣食の上に獨立することさへ能はされは私財を拋て全國を旅行し又は大著作出版するか如き力あらされはなり（ホーワルドの費消したる金額は實に三萬磅即ち現今の相場にては我二十餘萬圓に上るへし）

故に世間名望と云ひ資產の豐富なると云ひ方今我國に於て能くホーワルドたらんものは華族諸君の中に望むこと最適切なるへしと信す殊に監獄とさへ云へば萬般陋劣なる意味を包有するか如くに妄信する者多き世の中にして監獄の官吏は幾分か常人より劣等に位するものとさへ疑ふ者もあるなれは華族諸君にして進て此漫に輕視せらるゝ所の職位に就かるゝなれは其效や實に偉大なりと謂ふへし而して其上尙私財を捐てゝ大に計畫せらるゝ所もあらんには其績單にホーワルドの歐洲に於けるの如きのみにあらさるへきなり尙又多數の華族諸君に希望して已まさるは出獄人の保護に着目して各自人に先んして之を傭使せられんこと是なり予の此希望ある所以は諸君の中ホーワルドの事蹟を繼紹せられん者は決して多數なると能はさるへきを以て其他の諸君は出獄人の保護に銳意せられんこと諸君の國家及社會に報せらるゝ所以の捷徑なるへしと信すれはなり實に出獄人の保護は通常世人の思考するよりは貴重なる事業なり諸君は皆男女若干の傭人を使役せらるゝを以て殊に該事業に向て便利を有せらるゝなり諸君は平生帝室の殊遇に浴し奉り社會の上流に立ち國民の尊敬を受けらるゝを以て慈善の事業に就ては特に奮發して他人の模範とならるゝこと必要なるへし我輩は諸君の必す我輩の希望を空ふせられさらんことを確信するものなり敢て乞ふ

●監獄の名稱に就て

新參生

監獄則第一條ハ監獄を別て左の六種と爲すと云て集治監假留監地方監獄拘置監留置場懲治場を併列せられたるは大體に於て予輩の稱揚して措かさる所なり唯名實相適はさるの嫌あるを如何せんや先其二の假留監は刑法改正の後自然不用となれは茲に措て論せす其他に就て講究するに今日の實況概して集治監と

矯正図書館

地方監獄との二種に過きす拘置監留置場懲治場の三者は皆地方監獄に包含せらるゝなり

官制に由れは警視廳北海道廳府縣とも監獄署を置きて監獄事務を掌らしめらるゝものなれは監獄署と地方監獄とは自ら別物なるか如くにも見ゆれとも既に地方監獄と稱すれは地方即警視廳北海道廳及府縣の監獄署を總括したるものなるや疑なかるへきなり畢竟地方監獄とは警視廳北海道廳府縣監獄署の畧稱と見て可なるへし又監獄學上の要求も亦實に此の如くにして地方監獄と拘置監以下とを各別に設置するに若くはなきなり

是を以て予は惟らく監獄則の精神を玩味し且之を學理に問ふに監獄則第一條ゟ列記する各種の監獄をして獨立せしめんこと必要なりと既に集治監は全く獨立のものなれは其他の地方監獄拘置監等をして相互の關聯を解き各獨立の監獄たらしむへきなり而して其事務は均く監獄なる總稱の中に含蓄するものなれは行政の便宜上一人の典獄をして綜轄せしむるも可なりと雖其場所に至ては必之を別異せんこと必要なり先地方監獄は紀律及安寧の爲め邊隅の地に置くを要し拘置監は裁判所との交通の爲め其隣接地に置くを要し留置場は警察署内に付設すへき性質の者なり夫の懲治場に至ては寧ろ監獄に屬せす教育の機關として根本より別離すへき者ならんと信す方今に於ても總て牒簿類は各別に調製し費目も區分しあること なれは此の如く場所を別異し從て事務を分離したれはとて甚き費用の增額を見ることなかるへし只一時の建築費若くは移轉費を要せんのみ

何人たりとも監獄則第一條を一讀したらん者なるに於ては監獄の現組織を目擊して奇異の念を生せさるはなかるへし予輩は早晩名實相適ふの日あらんことを切に希望するものなり

●監務整理の第一着手

禮野古狂生

東京の各監獄大阪府京都府兵庫縣廣島縣神奈川縣愛知縣等諸監獄署の如く終始一千人乃至二三千人の在監人を一所に拘禁するの實況にては到底十分なる改良事業を施行して好結果あるの希望を遂くへきにあらす縱令一監獄五百人の原則を實施するに至らさる迄も少くとも一千人以上の監獄は其跡を絶たしむることに盡力せさるへからさるなり是れ單に予輩の實驗上之を主張するにあらす實に各國當務者の萬口一齊に唱道する所なり殊に獨逸の如きは近年監獄の新設ある毎に必五百人以下の定員を以て設計することになれりと云ふ亦以て其確然たる根據あるの學說たるを知るに足るへし

其外監房の員數僅少にして殊に巨大なる監房を備ふる監獄に在ては斷して滿足なる改良を施行すへからさるなり予輩の目擊したる監獄にても毎房四五十人若くは其以上の多人數を拘禁するか如き不完全のもの少きにあらす若し全國の監獄を細に調査したらは此類のもの頗る多きことならんか是くの如き監獄は悉く改築を要すること勿論なるへし否らされは監獄の最終目的を達するの望あらさるなり予輩は何人たりとも苟も監獄の何たるを知るものならんには之に同意ならさるはなかるへしと信するなり唯巨額の費用を要する事業なるを以て頓に一齊に着手して一時に成功を期すへしとは予輩も決して主張せさるなり恰も急遽の成功を期すへからされはこそ今より豫め計畫を定めて徒に貴重なる金錢を消耗すへからすと論するなれ

予輩の茲に發言せんと欲する所は既に大方識者の熟知せらるゝ陳套の言辭なるへしと雖未た不幸にして其實行の端緒をたも見聞せさるを以て暫く未發の新說と自認して論辯することゝなすへし讀者諸君咎る所なくんは幸甚

先我國全體に幾何の監獄を置くの必要ありや某縣に於ては某地と某地とを以て監獄設置地となすへきやを從來の統計並に該地人口增殖の趨勢工業の發達等諸般の關係に由りて査定し且新改築の際には每監獄の拘禁定員を確定すへし此拘禁人員豫定の一事は眞に避くへからさる必要ありて存するなり曾に監房に就て障礙の生するのみならす作業や教誨や入浴や凡ろ監獄の重要なる業務にして在監人員の大異動に由りて困難の影響を蒙らさるはなし故に各監獄拘禁人員の最上限のみなりとも必す最初より確定するを必要とするなり原來囚人の增減は之を數年に平均すれは格別の差異なきものなれとも一時のことにしては隨分目立つことなきにあらされは定員以外に一切收監せすと決すれは容易ならさる當惑を將來することも稀有なるにあらさるへし然れとも監獄の本領を全ふせんには是非とも定員を據守して一歩をたも讓ることあるへからさるなり

矯正図書館

右の如く監獄改造の大計畫を定むると同時に建築の設計は總て內務省の監獄評議委員に於て審議起按するることを必要とすべし設し夫の大計畫は急速に成就せざることなるも此一途に設計を定むるの一事に至りては直に決行せられんことを切望す今日の如く監獄建築修繕費は地方稅の支辨に屬するとも猶建築に關する總ての計畫は評議委員に於て處理するを必要とするなり前年以來監獄構造法なるものを一定するの議ありたれとも今日の如く未た眞に價値ある經驗を有せさるに於ては一定の方案を樹立せんこと斷して得策にあらさるを信するなり故に評議委員に於て審議熟圖の末一建築を了し其成績に就て更に考按を費し一建築は一建築より進歩するの實效を奏せんこと必要なり現時の如く各地方に於て區々不定の設計をなし既に地方議會の決議を經たる後內務省に禀議するの實況なるに於ては新築のある毎に逐次退歩する所あるか如き奇談あらんも保し難し評議委員に於て多數の經驗を積みたる後始めて善美なる建築式を一定せんこと是予輩の熱望する所なり

今や少しく其事の順序に言及せんに地方に於て監獄改造の必要を認むるときは先つ內務省に向て設計を求め內務省は評議委員をして設計を立てしめ設計既に定れは建築費の豫算を製し地方議會に付議することゝなさは毫も支障とてはあらさるへきなり

予輩或は恐る地方稅支辨の今日に在ては到底右の如き大計畫は勿論委員の設計とても行はれ難しとの論者あらんとを然らは予輩も一歩を進めて言はんとす何故に國庫支辨の議を熱心に唱道せさるや既に半路程以上にも達したる此議を其儘に立往生せしむることあるやと

●書籍の表紙より文字を寫す發見

在播磨姫路　回天居士　正通　稿

吾治獄事業の萌芽漸時に發達し駸々乎として整備之域に達せんとする今日に當り社會人智も亦從て昔日に非らすして堅固無比の獄舍と雖も不測之變に逢遇するあきを保せず恐る可きは隱事陰謀にして當局者宜しく機敏以て百事百物に注意すべきにあり聲息の嚴斷なる其の耳目の誘感的諸物は嚴絕なるも決して意を安ずる勿れ實際の發達其の極に達すれは神出奇術以て思はざる事變を發すると古來拙しとせす殊に惡漢無賴姦智に長じたるの徒が終日鉄窓の下に有て熱心苦慮一意惡謀を企計するに於てをや吾司獄官たるものは眼光視線は嚴戒怠りなく最も着眼す可きものなりとす

愛に發見したる一事は書物の表紙より文字を寫す容易にして通信通房の便に供し遂に罪證煙滅或は惡意惡謀を企計するの良法を看破したり其の理由を縷述し治獄の爲めに公けにせんと欲す吾輩は多年獄事に從事し專ら直接事務を擔任し頃日刑事被告人に喫飯を與え其の際兩手に汚物の付着せるを以て溫湯にて洗ひ其の手にて監獄則第三拾二條に依り書籍の看讀を願ふ者あり故に豫て領置ある處の洋書書冊〔表紙紅色〕を携え下付したるに其指頭に紅色の付着せるを見て試みに該書表紙に唾を以て摩擦し筆に代用するに竹箸の先きを小片に齒にて碎き紙面に文字を寫すに其の鮮明なると朱墨に異ならず依て洋製ブック表紙クロース各色の書物を取出し寫字するに何れも驚く可く好結果を得て謄寫するとを發見したり由之觀之在囚中に下付する所の書物表紙より窃かに通信を認め同囚に回付するときは如何なる陰謀も自由に出來得る道理にして殊に吾日本國の如く今日の雜居制獄舍に有ては互に通謀言語を交換する恐る可き事變を顯出するなきを保せず故に洋製クロース表紙書物は何色にても表紙を剝奪せざれは監房內に入るとは嚴禁するよう吾治獄當局者に向て告白せんと欲す試みに竹片の先きを極些少に齒にて碎き表紙を唾にて摩擦し紙面に文字を錄寫せよ其の巧なること鉛筆等より遙に明瞭に錄取するなり其內最も紅色の分寫し安く吾國獄舍監房にある處のクロース表紙書冊は到る所としてあらざるなし如斯發見を爲さゞる人拙しとせず治獄上當局者の爲めに告白して參考に供すと云爾

●各工場內に於ける役囚の坐位に就て

涙　華　生

工場內に於ては四人相互に談笑を許すべからざるは勿論にして監守者の最も意を注がさるへからざる事とす故に其坐位ハ可成各工場の許す限に於て相離隔せしむるを要すること素より論を俟たさるなり然り而して假令工役上に關する事と雖も監守者の許可を得るにあらざれは猥りに通聲談話すへからざるものとす

右は我監獄則の規定する所にして予輩茲に言說する

矯正図書館

を要せずと雖も工場内役囚の坐位をして配置宜しきを得せしむることと是れ當局者の最も注意を用ゐさるべからざることゝす予輩か從來見聞する所の多くの監獄に在つては殆んと同一に役囚をして工場の入口に向て其位置を占めしむるか如し是れ最も然るべからさるなり若し假りに工場の入口に向て坐位を取らしむるときは何人か工場に入り來るものありとせんか其人の誰たるを問はす其要件の何たるに關せす場内全囚の視線は瞬間に一齊に其入り來る所の人に向て注き來人にして若し平素見馴れさる所の人ならんか一瞥又一顧先つ其頭髪顔面より衣服の如何に至る迄之を諦視し心窃かに其人物の如何を品評する者の如し是れ大に役業上の妨害なり、加之ならず一朝多囚の暴發するあらんゝ咄嗟猪進直に工場外に逸出するの恐れありとす之を防遏するに困難なり然れは右等の虞れなからしめんには其入口に向て坐位を採らしめず可成全囚をして入口を背面にし位置を取らしむるを以て事體の宜しきを得たるものとす

又進んて行狀視察上より希望すらく役囚の坐位は之を入口を背面にし且可成は項背相對し窓に向て業を為らしむることゝしたし若し前面せしめんか囚人か常に監守者の瞳子の注く所を豫察することを容易なれは監守者の視線にして自己の方向に向て注かれつゝあるときは我等爺眼者は自ら戒飭し謹慎の狀を裝ふも飜つて其視線にして他に轉するあらんか忽ち放縱自適寸時の逸樂をも是れ貪り或は隣坐者と低聲私語する等の嫌なき能はさるなり然れとも予輩か云ふか如く項背相對せしめ外方の窓に向て業を執らしむることとせんか囚人ハ常に監守者か自己を監視しつゝあることを豫知する能はさるを以て彼等は平素自ら戒慎し業に從ひ苟も監守者の目を竊むか如きこと却て尠なかるへしと信す又監守者其人の上よりするも囚人の行狀を視察するに當つて能く其幽を穿ち微を發き得て眞正に役業に精勵しつゝあるや將た苟且爺安狀を裝へる者あるやを仔細に視察する上に大なる便利なるへし而して一面入場者に耳目を奪はるゝことと少なく暴發等の場合に在つても相聲援する等の機會を與ふる等の恐れ少なけれはなり云々

●看守の懲罰ゝ就て

彈劾生

看守の懲罰は巡査懲罰例に依る而して之か細則を定むる所多し其細則に依れは概して些細の事を罰し嚴刻に過るの傾あるを以て他日論する所あるへしと雖も今茲に論せんと欲する所のものは同一の人にして數々懲罰を受くるも恬として恥つるの色なく殆と慣習犯の四人か所刑を受くるものゝ如き感なき能はす抑習慣犯に對して裁刑所か刑の言渡を爲すには罪と刑との權衡を取り僅かに一等を加ふるに止まれは數々罪を犯すも僅々三四ヶ月の刑に過きさるものあり余は常に其刑の輕くして懲戒の効なきを慨嘆せり況や監守の懲罰之に類するものあるに於てをや彌々默せんと欲するも默する能はす此に一言するに至れり夫れ惡漢たる罪囚を懲悲感化する監獄の役人殊に直接戒護の任ゝ在る監守にして若し前陳の如き人物ありとせは監獄改良の上に阻害を來すや明かあり加之其職務を辱ゝしむるものと謂はさるを得ず故に年々數回の懲罰を受くる者は事情に因り或は減俸し或は免職して習慣犯の如き人物は之を掃除せざるへからす其途に當る者猛省して可なり

●故障の判決ゝ對する刑期起算

霞堂主人

闕席裁判に對する故障ハ上訴にあらざるを以て假令被告の正當なるも前判(否逮捕)の月より刑期を記算するを得すと云ふ者あり然れとも又深く考ふるときは闕席裁判に對しては故障を爲さすして控訴を爲すことを得然らば直に控訴を爲して正當なりしときは無論逮捕の日より刑期を記算すへし然るに順序を蹈て故障を爲したるときは縱令被告の故障正當なるも逮捕の日より刑期を記算するを得すと云ふは上訴の文字に拘泥して其趣意を解せざる者と謂はざるを得す何となれば故障と控訴の差異こそあれ共に同一事件に對して更に判決を與へ前裁判を改正せしは即ち前裁判の不當を認むれはなり已に前裁判不當なりとせば被告人に責むへき過失なけれ〻上訴に準し逮捕の日より刑期を起算するこそ法の精神なれはなり故に前判の日に逮捕に就かざれば其逮捕せられたる日より刑期を起算するも違法にあらざるなり否寧ろ相當の處置なりとす

飜譯

●刑法第五十六條に規定せる強制

矯正図書館

教育場の組織は如何すへきや

薩遜感化院長　ベスレル氏著
日本　鎮血居士譯

強制教育場の組織を確定するに當ては先つ如何なる種類のものを教育すへきやの問題を論定するを必要なりと思考す本問は刑法第五十六條に依り犯罪となるや否やを辨別せさりし行爲ありしものたるや明なり犯罪の當時辨別するの能力ありたるや否は一に裁判官其人の判斷に任す然れとも其實際に就て觀る時は獨逸國各裁判所毎に此點に於て大差異あるは蔽ふへからさるの事實なり

余の調査する如くには西部獨逸に於ては刑法第五十六條を適用する場合比較的に多く東部に至るに從ひ漸々適用の場合減少するものゝ如く薩遜十國に當ては殆んと皆無と云ふも大過なかるへし同國二ヶ所の幼年監には年々凡そ四百人の幼年兒を收監すと雖もプロインスドルフ感化院（我懲役場と云ふへきもの即ち强制教育場）に入るもの只一人なりし之に依て見るも此邦に於て刑法第五十六條の適用せらるゝ場合の稀有なるは充分證明するに足る而して薩遜の裁判に依れは九九、七五分は犯罪の當時辨別の能力を有したるものゝ如く其能力を有せさりしものは僅々〇、二五分なりとす元來プロインスドルフ感化院は條約に依り侯領シユワルツブルグルードルスタット共用するものにして薩遜に比し侯領の人々著しく少なきとは余の說明を要せず然るに此小侯領に於て刑法第五十六條に依り處分せらるゝものは全薩遜土國より多し是れ實に裁判の爲め且被宣告者の爲め最も憂慮すへき所なりとす幼年者を監獄に拘禁し短期刑を執行するも感化教育上些少の効力だもなく反て反對の諸萬罪を生し短期間監獄に在りたるか爲め監獄を忌避するの念は彼等の腦裏より全く除却せらるに至るは何人も知る處且一度監獄に入りたるものは第二の犯罪を爲すに及んて恐を抱くと少なきは實驗上疑はさる處なりとす幼年者に對し自由刑を執行するは獨り執行の効力なきのみならす他に彼等を懲瘠するの道ある限りは酷に失するとの議なき能はす一度自由刑の執行を受くる時は其跡永久に存し終身他の輕蔑を蒙り彼れをして一生を不快且不幸ならしむるものなり假令は彼れ軍隊に入る時は前科は人の知る所となり彼結婚するも之を妻に語るを恥ち後ち發覺する時は忽ち離婚の原因となり若し彼或場合に依り證人として法廷に召喚せらるゝとあれ　既に舊時屬する犯罪を陳述せさるへからす彼れ若し謂ふを恥て之を隱蔽せは忽ち僞證の罪を構成する等實に彼れ受る所の間接の苦痛一にして止まさるなり

之に反して强制教育場に於ては然らす何等痕跡を留むるとなし

若し反對者にして其結果如何を顧みす苟も辨別するの能力ありたる者は現行法に依り自由刑に處せさるへからすと云はゝ余は何を以て其判別の基繩となすやを問はさるへからす犯者若し學校に於て法律の授業を受けたりとの事を以て標準と爲すと云はゝ學科中法律學の設けある邦に於ては敢て刑法第五十六條の規定を設くるの必要なかるへし如何となれは十二歳以上の童子は必ず之れか授業を受くるものなれはなり亦德育なるものは獨り學校のみに於て養成せらるゝ者にあらず家庭及社會の志想も大に關係を有するものなれはなり

犯罪となるへきとを辨別するの知覺は何れの時と雖も存するものなりとは假定すへからず假令常時に於ては道德及法律を知るものと雖も犯時知覺を失するか或は深慮熟考なくして犯すとあれはなり

最も重き犯罪即ち殺人犯の判決に際して豫め謀りて人を殺したるものなるか又は思慮なくして犯したる者なるかは嚴然區別し思慮なくして人を殺したる時は必す輕減するものなり何か故に幼年者にハ此減等の法を適用し思慮なくして犯したるものに對しては强制教育場入を命せざるや

裁判所に於ては恐らくは今日より一層多數の强制教育場入を宣告する時は斯くの如き建造物を非常に增加せさる可らさるへしとの考を有するならん然れとも其思想や毫も理由なきものにして現時の如く罪囚增加する時は一層多額の建築費を要する囚人監の增設を爲さゝるへからす設し强制教育場を增設するとするも囚人監の如く堅牢を要せされは建築費の點に至ては兩者の間其差最も大なりとす要するに强制教育場入を命すへきものは單に其目的を達し得へきものに制限せさるへからす然りと雖とも精神の薄弱なる者病者及不具者の如きは强制教育場に入らしむへきものにあらさるなり其疑はしきものゝ如きは入場前に於て場長の意見を諮すべきものとす入場中身體若くは精神に異狀を來し强制教育を爲し能はさるか或は其懸念ある時は直に病院へ送附の手續を爲さゝ

矯正図書館

るへからす

刑法第五十六條及五十七條に依り處分せらるへき幼年者を區別するに於ては強制教育場も亦囚人等と全然其組織を區別し同筆法を以て管理すべからざるや明なり亦幼年監に於ては感化を以て第一の目的と爲すものとせば此處に在ては刑は最も忌むべき者なるとを感せしめ監獄をして第二の鄉貫たらしめざるべからず然るに強制教育場に在ては之と全く其赴を異よし贖罪及懲戒の意なく從て刑罰たるの感情あらしむべからず

強制教育場に於ても軍隊と同一の紀律の嚴正を要するは囚人監と敢て異なる處なしと雖も其他に於ては總ての處遇を異にし恐怖の意を惹起せしむるが如き觀なからしむるを要す故に其監督者宜しきを得るに於ては圍壁及看守の如き者は之を設置する必要なかるべし衣服に至ても囚人の如く特徴あるものを使用せす官吏に於ても監獄たるの念慮を起さしめざらんが爲め監獄看守の如き服裝を用ゆべからず彼等直接の監督者としては授業手を以て適當なりとす而して彼等相互の交通も監獄に於けるヶ如く制限を設くるとなく日々相互に交通し得るの時及機會を與へ作業に於ても亦休憩時に於ても嚴重なる圍壁中に拘束するヶ如きことあるへからす

（未　完）

海外通信

左に譯出せる條件付判決の報告は曩に白耳義政府より露國に於て開設したる萬國監獄會へ送付したるものなる趣を以て在ペートルスブルク東洋生なる人より送付せられたるものなり

●條件付判決に關する「ベルギー」政府の報告

最近二年間に於ては千八百八十八年五月三十日發布法律第九章に規定せる條件付執行の外白耳義國に於て新に施行せられたる者なし同法律第十章に依れは其實施上の結果は之を毎年議會に報告すへきことを規定せり左に揭ぐる報告は千八百八十八年六月より千八百八十九年十二月に至る實施后十九ヶ月間に係はるものにして此確實なる報告は歐洲諸國に對し利益する所少からざるべし

一、輕罪六萬千七百八十九件の中八千六百九十六件に對して條件付執行を宣告したるに內再犯となりたるものは百九十二件に過ぎざりし

此くの如くなれは新法は善良なる結果を以て適用せられたるものにして條件付判決は總宣告數の一割四分なりとす

二、違警罪に對しては滿足なる結果を得る能はざりき

違警罪二十二萬二千百九十六件の內條件付判決を爲したるは僅かに四千四百九十六件なりとす故に輕罪に比較すれは其數尤も僅少にして輕罪に在ては百に對して十四なるも違警罪に在ては漸く二分に過ぎざりし

警察官は罰金刑を宣告する場合尤も多く且法の精神に於ては之に對し條件付判決を適用すべきものに非さるは常に記憶せさるへからす然りと雖も有害なる短期自由刑及之と同一の結果を有する僅微の罰金刑を減退せしむるの一手段なりとす此法の如きも「ブリッセル」「アントウエルペシ」「リウチッヒ」「ゲント」の如き大都府に於ては警察に特別の技倆を要し浮浪者、醉漢、惡者、大道商人等に對しては啻に警察官吏侮辱を蒙むる原素たるに過きさるなり故に都府に於ける違警罪犯者に對して此法を適用すると少なく且つ違警罪は前顯四ヶ處の都府に於て二十二萬二千四百九十二件の半數以上を占むれば其割合の比較的に少きは免れざるの數なり

地方に於ては警察官に於て此法を適用する場合多く且其結果も極て可なりとす如何となれば警察官は人民の事情を詳細に了知し何れを寬恕し何れを嚴罰すべきかを明かにし加之ならす自から之を監視するを以てなり

統計報告に依れは條件付判決は毫も公平を要するの恐なく僅々半ヶ年を出でざるに三千人以上の者をして有害なる短期の刑の執行を要せず法律の尊嚴を傷くることなく改過の効を奏し自由ならしむるを得るなり如斯く刑事上良好なる結果にして國家經濟の上よりするも一方に於ては不生產的の費用を省き有益なる勞力の損失を避け一方に於ては改過遷善せしむるを者にして一舉兩德の策なりとす亦た當國の如き法學者辨護士並に裁判官の多數なる所にあつては條件付判決は甚た有益なるものとす政畧上議會に於て多少の反對ありたりと雖ども今日に於ては社會は勿論一

矯正図書館

時反對を試みたる者と雖とも該法の間然する所なきを以て賛成するに至りたり然れども適用上多少の不均一あるか如くなるも如斯は何れの法と雖も實施の初に當て常に逢遇すべき憂慮困難にして敢て躊躇するに及はざるなり既に施行后一ケ年間に於て著しき不均一を現出したるとなし即ち「メッヘーレン」「ルンホート」「テルモンデー」「ウエルヒールス」「トングレス」「ナムウル」「デーナント」の如き相當の人口を有する地方に於て畧ほ同一の件數に對し適用せられたり之に依り之を觀れば適用の不均一は法に非らずして裁判官其人と國、時代及場所にある者の如し上文述ぶる如く試驗の成蹟善良なれは條件付判決は將來に向つて擴張ずるも敢て考慮を要せざるへし

在ペートルスブルグ　東洋生

●都府生活問題

本稿は去る八月二十五日新紐克州エルマイラ監獄より發覇のデ、マンスリー、サムマリー中のデ、プロブレム、ヲブ、シテヒー、ライフを譯したるものなり

世界各地より人口の大都會に集合するは何の時代に論なくこれを見ると雖とも其歩武の殊に迅速なるは近世文明の最も著しき現象なりとす我合衆國の統計表によれば過る十年間其人口の增殖地方に於ては百に對する僅々八なるに都會に於ては百に對する實に五十七なるとを示せり抑も世人の斯く大都會に向つて猛進するを見んもの夫れ誰れか其の何故たるを疑さる者あらざるへし蓋し人の其居住を移すや必ず謂れなき能はす今此結果を生せし所以を索るに數箇の原因あるを見るなり即ち都會に於てハ勞働の需用斷へず增加し且つ青年の名譽心を充すへき範圍彌〻廣くして常に青年の心都會に誘引せらるこれ都會人口の增殖上大に與て力あるものなり而して又米國都會の繁盛を致せし原因中最も顯著なるものは外國より年々移住する所の民よして米國何れの都會を問はす現今其人口の過半は是等新移住民より成るなり然り而して茲に都會の隆盛と共に現れ來る所のしかも一層重要なる問題こそあるなれ罪人及貧民の來集これなり都府は是等下層人民の養成及其保護よ最も便利を與ふるものゝ如く人口夥多にして容易にこれを容るゝ而已ならず却てこれか生存を助くこれ誠に國家のため慶賀すへきことにあらざるなり夫れ都府なるものは國の元氣運命を決するものたると歴史に徴して明なり都府は國力の本源にして苟も事の地方に行はるゝものは曾て都府に行はれしものゝ反映に過きさるなり故に大都會ハ猶ほ大噴火山の如しと實に然り地方は猶ほ火山の麓に沿ふ平野の如く一旦火山爆發して泥灰燒石を降らすときハ沃野忽ち變して荒蕪の燒野となる是れ吾人の事實に於て目擊する所なり而して古代文明の滅亡せし所以亦た克く之に類す彼のバビロン、パルミラを見よ其都府亡ひて其國忽ち荒野と化し去りアデンの滅亡は即ち希臘の滅亡となり羅馬一朝血に塗れて以太利全國歐羅巴全洲俄然一千年の暗黑時代となりたるに非すや嗟我都會も亦我國の運命を決するとせは余輩豈に戰慄せざるを得んや

我都會の隆盛に伴ひて國中罪人及貧民其數を倍蓰し我國態に今日の如く容易ならざる現狀を呈するに至りたり夫れ貧民及罪人なるもの我共和國の初代に於て已にこれを見る蓋し何れの社會と雖とも學者の想像に畫ける彼の制度法律等完備せるユートピアに非すんは終に是等下層人民の害毒を免かるゝ者あらさるなり然り而して從來是等人民の數甚だ僅少なりしか近年に至り非常に其數を增加したり即ち四十三年前に在ては我國犯罪者の數人口三千五百人に一人の割合なりしに千八百九十年には人口七百八十六人に一人の割合となり實に犯罪人增加の割合は全國人口の增殖に對し殆と五倍なりとす是れ治安上容易ならざる事件にして我具眼の士はこの現象の由來する所を究め以てこれか救治策を講せさる可らさるなり

莫大なる人口の來集は即ち此結果をなすに與つて力ありたること素より論なきなり而して政治家の調査によるときは之を數箇の原因に歸す即ち奴隷の解放は其一にして之かため黑奴中犯罪者の數大に增加し或は其法庭に引かるるものを見るも其數非常に夥し全國黑奴の數は僅かに人口百分の一三奇零五なるに目下黑奴の獄舍に繫かるゝ者全國罪囚の三分の一以上を占む而して又始て吾國に移住し來りしもの丼に其子女は人口百分の二〇に當る而るに其我感化獄（レホメトリー）に在るもの在監者の過半に至り又其の囹圄（プリズン）に拘禁せらるゝ者に至ては實に全國囚人の三分の一以上なりとす此等罪人の過半は是れ皆我都會の產物たるなり凡

ろ罪は都會に胚胎し遂に地方に及ふものなり然るに目下我地方に於ては比較上犯罪至て稀にして貧民の如きは殆と見る可らさるなりこれ過量の人口を抱有し將に腐敗して國家の危運を釀さんとする我都府をして其未た甚たしく膿潰せさるに際し其住民を放たしめ以て之を地方に移らしむるの利なるとを示すものにあらすや愛國の士はこれか奬勵の法案を講究し以て我國今日の危急を救はさる可からさるなり若し夫れこの現象にして過去五十年間の如く來る五十年間に於て尚ほ同一の割合に進ましむるとせんか二十世期の末路前知すると又以て難きにあらさるなり今や我都會は大に下劑を施し刈除を行ひ又清淨を要する時なり嗚呼都會の住民をして今日地方に移らしむるは我米國の文明進歩に偉大なる功德を與ふるものたるや疑ふ可らさるなり

統計

●新刑法實施前後在監人比較表

○地方監獄ニ於テ笞杖實決ヲ行ヒシ年所ノ囚員

年月	未決者	已決囚	收贖々罪除族 絞斬梟	笞	杖	懲治監入	合計
自明治八年七月至仝九年六月	七二、六二六	三八、一五三	三四、一〇九	一九、五一三	六九一	一六五、〇九二	
自明治九年七月至仝十年六月	七三、一二〇	三八、六六一	一五、七六一	一七、〇九八	一、二七六	一四五、九一六	
自明治十年七月至仝十一年六月	九三、二〇五	五〇、一八一	二二、九九六	二七、六五六	一、四一八	一九五、四五六	
自明治十一年七月至仝十二年六月	一〇三、三九三	六六、二六九	九、一五四	二四、一五六	一、六一三	二〇四、五八五	
自明治十二年七月至仝十三年六月	一一〇、三三〇	七六、八三九	四、八〇〇	三〇、〇四三	四、六九四	二二六、七〇六	
自明治十三年七月至仝十四年六月	一一二、一九〇	八六、〇八二	五、三二四	二五、七四一	三、九五四	二三三、二九一	
自明治十四年七月至仝十四年十二月	五八、六八四	五七、六五五	二、四八六	一〇、九四八	二、二一五	一三一、九八八	
平均	九五、九三〇	六三、六六八	一四、五五八	二三、八七〇	二、四四〇	二〇〇、四六六	

○地方監獄ニ於テ笞杖實決ヲ廢止シタル年ヨリ以後ノ囚員

年	末決者	已決囚	懲治人	別房留置者	合計
明治十五年	九八、一九二	一一二、七四〇	三五七	三、六九二	二一四、九八一
仝十六年	一三七、七四五	一七三、四七七	三七一	五、四一九	三一七、〇一二
仝十七年	一三七、七一九	一九六、〇二一	四九三	不詳	三三四、二三三
仝十八年	一四五、二三〇	二二二、四九八	六五八	不詳	三六八、三八六
仝十九年	一二六、六〇〇	二一四、七一四	七三六	一二、八三二	三五〇、八八二
仝二十年	九六、九七三	一八五、六一四	七八六	八、九五五	二九二、三二八
仝二十一年	八三、八三六	一五八、二五七	六四八	六、一五五	二四八、八九六
平均	一一七、四七一	一八〇、四七四	五七八	五、二九三	三〇三、八一七

雜報

●近來ノ一大快事

嗚呼絶大快事予は二年以來の痼を一時に療し得たるの心地せり夫れ萬卒い得易く一將は得難しとは古人の金言なれども我監獄に於ては幾十幾百の看守悉皆一方の將たるものにして若し一人の不適任者あれば

矯正図書館

之が爲めに金城鐵壁たる監獄の紀律並に安全を危害すへく實に容易ならざる大切の位置なり況んや多數の人員なれば其人物を精選して頭數を具足せんこと決して容易の業にあらざるをや予は常に惟らく典獄及看守長は其人員も少く且俸給も相應に僅少なるにあらざれば之を精選せんこと至難なるにあらざれとも看守の精選に至ては頗る困難なりと然るに是迄の如き有樣なるに於ては轉た益〻困難を感したるも決して其謂れなきにあらざるなり原來今回看守の俸給を增加せられたりとて別に不思議とするに足らず既に巡査の先例ありて本然の平均を得たるに過ぎざれとも予の如是絶大快事として大聲するは從來看守の職務は大に巡査に讓る所あるが如くに誤想せられたるものの是に至て其本來の光輝を發することを得たればなり自今以後は漸次監獄を輕視せらるゝが如き傾向も其痕跡を止めず早晩花さく春に遇はんこと期して待つへきなり兎角警察を比較に取ることにはあれとも第一に地方典獄の官等俸給とも遠く警部長に及はざるが如き不平均も早晩消失するの望あるべきか如今看守諸君に於ては先づ一點の不平あるべき理由あらざれば愈〻益〻職務に勉强せられんことを希望するの外あらざるなり人の幸福は自力にて產出せんこと最確實とする所なり

●教誨師に就て

今般發表せられたる官制中監獄教誨師の設けあらざるに依り世間動もすれば此點に疑念を生ずるもの少からず甚だしきに至つては監獄には全然教誨師を置かざるものなるかの如き迷想を懷くものあり然れとも特に之れを官制中より削除したるは大に理由ありて然るものとす蓋し形體上に顯はれたる不正の行爲は國法之を處斷すと雖とも不良の意志にして未だ行爲に顯れさるものは之れを罪する能はず此形體に顯はれざるの不正の意志を未發よ消却せしめ及び將來に起さしめさるは即ち宗教家の本務なりとせさるべからず抑も宗教家なるものは尤も高尙なる精神的矯正を掌る所の教育者にして全く世俗外にあるものなれゞ監獄教誨師の如きも之れを官制中に定め人爵を與へ監獄官吏とするは天爵を有し官吏以外に立つべき宗教家を待つの法にあらざる可し泰西に於ても監獄教誨師は特別の待遇にして典獄と署ほ同一の尊敬を受くるものゝ如し從つて教誨師も身分地位あるものの多く爲めに教誨の効績頗る大なりと云ふ我國に於ても此主義に則られたるに外ならざるべし固と監獄の教誨なるものは宗教家の任務として行ふべきものなれば性質上一定の俸給に束縛せられて命是れ聽くべきものに非らざるや明かなり是れ官制中に監獄教誨師を除かれたる所以なるべし之を要するに判任待遇と云ふことを止められたる迄なれと却て教誨師の品位を尊重せられたるならん而して教誨師なるものは是非監獄に設置するを要す中には停職して全く教誨師を廢せられたる所あるやに漏れ聞きぬ官制の主旨を誤解せられたるにはあらずや

●監獄支署の設置に就て

今般發布せられたる地方官官制には監獄支署は內務大臣の認可を經て須要の位置に設置することを得と規定せられたり於是乎既に設置しある監獄支署と雖とも將來に向て之を現存せしめんとするよは更に內務大臣に稟請し之が認可を得らるへきものなりと聞く然れとも從來の監獄支署ゐして規摸狹少拘禁人員極めて少く監獄の目的を達する能はず且監獄署若しくは他の支署との交通非常に不便にして囚送に多額の費用を要するか亦た其他實際に於て避くへからざる困難ある場處の外は假令地方裁判所支部の設置あるも可成的小監獄を設けざるの方針を取り經費の節減と行刑の本旨を害せざるの注意あるは最も必要なりとす而して斯くの如き地に在ては刑事被告人は之れを警察署の留置場に拘禁するも敢て實際に於て差支を生せざるべく且監獄支署は悉く新設の手續になれば此際廢止の分に對しては特に認可を請ふの必要なしと思考す亦た主務省に於ても兼ての趣旨に依り此際可成小監獄を廢止するの方針を採らるゝや必然なりと信ず

●書籍の表紙に就て

差入書籍二枚以上合貼したる表紙あるものは其表紙を除去し檢査するにあらざれば差入を許可する上に就て懸念あり是れ差入人に破獄若くは通謀を與ふる事實を防遏せんが爲めなるべし然るに囚人の請願に依り官署に於て尋常書舖より購入し下付する書籍の如きも亦差入書籍同樣表紙を除去するにあらざれば之を本人に下付する能はざるものなるや將た詳査を遂げたる時は必ずしも表紙を除去するの必要なきやの疑問あり抑も官署に於て購入下付する場合に於ては此等の不都合あるべき筈なければ表紙を除去するに及ばざるゞ詳密の檢査は最も必要なるものと信

矯正図書館

ず

●巡査看守の特別任用

本年勅令第百八十五號に依り採用する判任官假令ば雇員より巡査或は看守となり又は巡査或は看守より雇員となり其勤務時日を通算して五ヶ月以上に上る時は文官普通試驗委員の銓衡を經て直ちに警部又は看守長或は其他の判任官に任用することを得べきや疑あり聞く所に依れは右は通算せられず又巡査看守に對して別に特別任用の規定あれば本年勅令第百八十三號及第百八十五號の所謂雇員には巡査看守は適用せられざる由

●兵庫假留監廢せらる

兵庫假留監は去る明治十七年に建設せられ爾來年を閲すること九年追ては規模を擴張し一集治監ともせらるゝやにも聞き及ひたることありしに本年十月集治監假留監の官制を改正せられ假留監は集治監に附設すへきものとなり兵庫の如き特設を許さゝるに至れり於是乎自然廢滅することゝなり本年十一月十日新官制實施と共に廢止せられ從前該監の聯合地方は東京三地の兩假留監へ分割せられたるを以之か爲めに沿道府縣は餘分の押送を引受くることゝなり幾分か厄介を增さるゝに至りしなるへし一利一害は數の免ること能はざる所なる乎

●看守長の任用に就て

今般勅令第百八十二號第百八十三號及第百八十五號を以て判任文官に任用の件を定められ大に範圍を廣められたり仍ては看守長の如きも十二圓未滿六圓以上のものを使用し得るなれとも此には大に當局者の注意を請ひ置きたし抑々看守長は看守押丁の上に立ち看守押丁を指揮監督すへき職務なれば隨て威嚴を備へさるへからず然るに其指揮監督するものの俸給は其指揮監督を受くるものより少額なるときは勢輕視せられて威嚴を保持するを得す指揮行はれず監督其實を收むること能はす大に秩序を紊亂し云ふへからさるの弊害を釀生す故に看守長には必ず月俸十二圓以上の者を任用せらるゝことにせられたし勢力は金力に伴ひ地位は金額に依りて定まるは自然の情勢なれば當局者に向て大に猛省を請ふ處あらんとす

●故獄務顧問ゼーバッハ氏

の三回忌は本年十月廿日相當せしも建碑の都合もありし由にて十一月五日迄取延ばされ同五日には有志者は午前十時頃迄横濱停車前の茶店に會し夫より一同車を連ねて横濱外國人共葬墓地なる氏の墓所に參詣し建碑式を行ふと共に三年祭を執行せられ墓前に於て祭文を讀まれ夫々の式を了し午後は東京紅葉館に會して氏の爲めに追吊會を催されたり當日は千葉埼玉栃木茨城の四縣より監獄官練習所員たりし人は態と出京せられたり此日横濱の墓所へ參詣せられたるは以上四縣より出京せられたる人々を始めとし石澤東京集治監典獄及同監の廣川河村蘆立中川警視廳の東郷秋山内務省警保局監獄課の眞木坪井印南神奈川縣の小河小泉兩典獄の諸氏神奈川縣監獄署員其他の諸氏にて中々の人數なりし又紅葉館に會せられたるは小野田警保局長小原貴族院議員石澤東京集治監典獄小河神奈川縣典獄小泉非職神奈川縣典獄眞木警保局監獄課長山上内務屬坪井内務屬印南内務屬東京集治監の廣川蘆立書記河村書記中川看守長警視廳の東郷秋山兩看守長霧生茨城縣監獄書記草刈埼玉縣看守長千葉縣の阿部粟田の兩監獄書記神奈川縣の赤井看守長監獄書記の諸氏其他數名にて懇ろに追吊の式を營まれたる由

●監獄の浸水及在監人の解放

去る十月十四日岡山縣下は近年稀なる大風雨にて諸川孰れも增水甚たしく被害の慘狀實に想像の及はさる程なりしと云ふ就中旭川の如きは非常に暴漲し午後にいたり堤防決潰し岡山監獄留置搆内へ浸水し吏員一同全力を擧け百方防禦に努めたりと雖とも水勢益々强く同日夜半に至り拘置監に最も接近せる處の堤防崩壞し激流浸入し瞬間にして監房内の床上四五尺に達し周圍の增壁は悉く洪水の奪ふ處となれり其他監獄附屬の建造物の損傷に罹れるもの少からす茲に至て防禦の術盡き加之のみならす市内一般の災害に一て在監人を他に押送避難せしむるの遑あらされは監獄則第九條の規定に依り一時解放の令を發し監房の鎖鑰を解きたるも周圍一圓水勢の强猛なりしと吏員の救援戒護其宜しきを得たるとを以て一人の負傷及逃走者だに出ださゞりしは不幸中の幸なりと云ふへし因に記す翌十五日午後には水量も大に減少したれば拘禁しありたる刑事被告人を還房せしめたる由然れとも如斯周壁等も悉皆流失し且浸水も全く元に復したるにあらされば撿束及衞生上依然同監に拘禁すること能はざれば修理舊に復する間監獄署内へ移轉したりと

矯正図書館

亦烏根縣に於ても出水甚だしく向縣監獄署の如きも工場は浸水四尺に及び床上凡そ二尺余に達し女監及男監病室は床上に及ひたりと然もと拘置監及囚人男監に於ては床板迄は達せざりし右の如くなれは女囚及病囚は直ちに事務所中に移し以て災害を避けしめたりと其他構内に於て破損の箇處極めて多く炊場等は其最も甚たしきものなりし工場も亦一般に浸水の災を蒙りたれは一時は囚人を休役せしめ避難場等の準備を爲したる程なりしも漸次減水に向ひたれは該縣に於ては岡山縣の如く解放するには及ばざりし聞く典獄は晝夜監獄署内にありて部下の吏員を督勵し周密指揮したるに依り逋走死傷等は皆無なりしと尚ほ濱田地方も非常の暴風雨にして濱田監獄支署構内も一圓浸水したり該支署に於ても破損の箇處甚だ多く屋根及塀の如きは大破に及ひ損害も少からざる由西郷支署は建造物に差したる損害もあらさりし赴なれとも開墾地の如きは其大半を流失したりと聞けり

●出納官吏

廳府縣の典獄も大抵仕拂命令官より分任の委任を受け居らるゝとなるへけれは會計法第二十九條の明文により出納官吏を兼務すると能はさる筈なるに近時の職員錄を見ても尚典獄氏名の上部に出納官吏又は歳入歳出外現金出納官吏等の文字を記するあり是はマサカ法律の違犯にあらさるへきゃ故に誤寫か或か仕拂命令の委任なきところなるへしと思はる

●競爭入札の公告

會計規則第七十三條の少くも十五日以前の十字は刪除せられんとを望まずんは非す今日鐵道郵便電信等總て交通の具の頗る發達したる世の中にて各地方とても二三日を出てすして普く管内一般に行き渡らさる筈はなし（隱岐對馬又は小笠原島は論外とし）地方監獄には未た此窮屈の味を嘗むる機會あらざるを以て暫くは集治監のみの關係なれとも米麥又は薪炭等の購買に付此十五日以上の限制の爲めに價格の今や將に騰貴せんとそる時節あるとにはみす〳〵不廉の代價を仕拂はざるへからさるとありて實に殘念至極なる思に堪へす由りて十五日の十字を刪去して單に五日と改定あらんことを切望す五日間の猶豫あらは必實際に差支なかるへしと或關係者は物語れり

●監獄支署の稱謂

曾て本誌に記載したることある通某府縣監獄署某支署と稱すへきものなるに官制改正後既に二年餘の時日を經過し更に一回改正を見たるの今日に至りても尚誤謬の表札を目擊すると一二に止まらす此等の地方にありては速に改められたきとにこそあれ

●幼年囚の作業

此は是れ實に至難の問題にして未た何人も明解を與へ得さる所なるへし若し監獄直接の付近に園圃あれは耕耘に從事せしめんこと最利益あるへーと雖此便宜を有する監獄は多數ならず大概監獄内にて使役せさるへからざれは是非とも然るへき作業を搜索せさるへからす先身體の發育を助長し精神の善良なる方向に進化するを催進し兼て靜謐安寧を妨害せさる作業と云へば何々に指を屈すへきや各監獄現在の狀況は如何にや名案あらば敎示を仰くことにこそ

●機織工

二十乃至三十歳の囚人は兎角喧嘩口論等の如き靜謐を害する所爲あり易く使役上頗る困難するを常とせり（丁年未滿の者は尚更なれとも）由て作業の際劃然と座席を區別し且起歩するの必要なく危險なる器具を使用せさる樣の使役方を搜索するに先機織工の如きは大概各地とも需要あり且座席も劃然し起歩するの必要は絲の斷れたるときと織り始め織り仕舞の時とに限り別に利器を要する憂なもく機響の爲めに交談は出來ず其上作業者の心を奪ふものなれば隨分好作業と謂ふへきなれとも只終始兩脚を上下するに由り色情を誘發するの虞ありと思ふ各地にて實驗の成績は如何にや

●喞筒の置場

喞筒は監獄の安寧を防衞するの一大要具なると今更言ふまてもなし故に其置場には深く注意し決して囚人の手の屆き易き場所に置くへきにあらず萬一非常の際に此大利器を囚人に横奪せらるゝか如き不幸あらんには實に不容易の事件なるへし啻に失火の際のみならず反獄暴動の際にも喞筒の貴重なると勿論なり若し此大利器囚人の手に落ち其筒口此方に向て働くときは何人も如何に蹉跎するとも決して之に近つくこと能はさるへし監獄の周圍板塀なれば忽ちにして破壞口を生ずることなるへし嗚呼竦然として恐れざるへけんや何物にても鋭利なれば其れ丈害毒を爲すとも甚しきものなり故に斯かる大利器を工場の近傍に別に嚴重なる防禦の備もなく差置くは危險至極と言はさるへからざるなり

矯正図書館

●女監取締を看守と改む可し

（公論生投）

何故斯く改めさるへからさるかと云ふに今日監獄の事業は稍ゝ進歩せしにも拘らす比較上女囚の取締向は男囚の如く紀律嚴正ならさるものゝ如し其原因を尋れは我輩は女監取締に適當の人なきに因ると思ふなり其れは又何故なるやと問はゝ何人も知る通り女監取締は傭人にて押丁等と同一班の取扱なれは如何てか良き人物を得らる筈なし顧みて男囚を檢束する者を見れは看守は判任取扱なり殊に部長の如きは看守長の職務を代行す縱令男女の區別あるも同しく戒護に從事する者にして二者此の如く厚薄の取扱あるへからす即ち道理の許さゝる所なるを以て女監取締の名稱を矢張り看守と改め其取扱を同一にすへきは勿論部長をも設くることせは自然適當の人物を得改良並ひ行はるゝに至るへし

●廢物利用

原來監獄の目的は人の廢物利用にあるを以て監獄に於て物の廢物利用を計ると少しも珍しき談には非されとも茲に面白き思付にて然も有益なる廢物利用の一新法あるを聞き他にて模倣の價値ありと信すれは畧記して報道せんと欲するは宮城集治監にて囚徒故衣の繕縷を以て堅牢なる敷物を製造するの一事なり近頃同監を一覽したる人の話には既に數十間ある長大なる一棟の廊下に敷詰めあれは看守の巡行する際に其足音の房内に洩れ聞ゆる憂なく至極好結果あり其製造法は縷を細裂して繩に綯はしめ筦筵を織る器械にて織り立てるにあり何監獄にても困難を感する老廢囚の好作業なるへし此敷物を監房前一面に敷きたる所は中々見事にもありとそ

寄書

●教誨師の地位

曇氣樓主人

先年官制改正の擧あるや教誨師は判任官待遇となり今回改正の際にハ此條文消滅して跡なし予は其何の故に出るか何の必要ありて然るかを知らす只何か緊要なる理由あることなるへしと窃に推量するのみ顧ふに教誨師諸君は皆道德を以て世に立つの人なり既に天爵あり區々人爵は何かあらん故に諸君に於ては毫末も痛痒を感することなかるへし況や一定の待遇あるは反て諸君の天爵を左右せんとするの嫌ありて諸君の嫌焉たらさるへき所なるをや故に寧ろ諸君の爲めに賀すへしと謂ふへきなり

予は積極的に敢て事の得失を議論するにはあらす唯淺學の所致か當局者の如何なる必要ありて此改正を加へられたるやを了解せさるに由り其深遠なる旨意を揣摩して少しく講究する所あらんとするのみ或人予に諭して曰く信教自由の事ハ憲法の明定する所なり然るに宗教家を教誨師に採用して其待遇を判任官に準する時は是れ宛も國家の宗教に對して關渉するか如き者なり故に此法條を刪除せられたる者なるへしと嗚呼予は益々疑惑の念あるを免かれさるなり原來教誨師は宗教家のみを以て之に充つるとの規定あるとなく實際亦宗教家のみに有さるなり若し此違憲の嫌あらは宗教家たる教誨師以外の爲めのみに判任待遇の規定を存せられて可なるへし既に看守も判任待遇となり又府縣より在ては監獄醫の判任待遇を廢止せられさるに由て獨り教誨師に限り此待遇を失ひ爲めに其位置の低落したるやの外觀なきと能はす監獄に於ては教誨師の位置最貴重なるに由り若し之か爲めに其尊嚴に損する所あり且又其心に不快の感覺を生するか如きことあれは實に憂ふへきの至と謂ふへし原來國家は超然宗教以外に立て國民の宗教的信心には關渉せすとの旨意なれは自今監獄に於て一切宗教家を教誨師に採用すると能はさるへきなり既に教誨師と稱すれは譬令判任待遇の規定は無にもせよ純然たる監獄官吏なり十四年乙第十五號達及廿二年訓令第二十九號を見ても其然るを知るへし又官吏服務紀律の所謂俸給を得て公務に從事する者たるを失はさるなり然らは各宗各派の僧侶あり神道各教の教師あり又耶蘇各教の牧師ある地方に於て其中一教派の教師を選擇して教誨師を命し囚人の教誨を掌らしむるは明に一を揚けて他を抑ふるものと謂はさるへからす若し他の教派の者よりも教誨師たらんとを請求し來らは將た何の口實を以て之を謝絶すへきや或ハ又幾十名の教師をして交〻教誨を施行せしむへきや予は寧ろ表面官吏を以て教誨師を待遇し既に官吏たるを以て監獄の門を入れは全く宗教以外の一個人と認め且宗教には依らす專ら監獄の規則に從て教誨を施行するものと一定せんこと憲法の前に於て好都合なるへしと信するなり此の如き理由あるを以て或人の說よは服すへからす結局予の不敏なる遂に當局者の

矯正図書館

深意を搜り得さるあり又或人は說を爲して曰く恐くは僧侶等を一切敎誨師に採用せさるの旨意らんと予は寧ろ此說の理由あるを信する者なり其故は從來の實驗に由るに僧侶を以て敎誨師に充つるとの種々不便あるを免ゝれされはなり乞ふ少しく其所以を辯せん先つ一寺の住職たる僧侶なれは敎誨の爲めに剩す所の時間頗る乏しきに由り四人の個人的關係を詳悉し適切有效なる敎誨を施行すること能はす又專任敎誨師たることを得る僧侶諸氏（眞宗兩派以外には未た其例あるを知らす）は多年勤續する者少し是れ其人の身分昇進するに從て他に轉住するの必要を生も若しくは本山の都合あるを以てなり其他神道の敎導職は各地に普きことを得ず耶蘇敎の牧師は別に論辯するを要せす結局宗敎家の內より適任の敎誨師を得んこと頗る困難なりと謂はさるへゝらす故に予は當局者の此旨意を以て今回の改正を施行せられたるものとすれは强ち不同意を表するにあらさるなり唯深く將來の爲めに適當なる方案を定められんことを希望せすんはあらさるなり尙各宗の僧侶に於ても敎誨の方法に就ては頗る思考せらるゝ所あらんことを希望す議論圖らすも枝葉に涉り殊に謹愼を闕くの文字を爲せり多罪々々

●犯罪防制論

靜岡　平田嘉兵衛

犯罪は公益を毀害すとの事實過なくむば犯罪人は國家を蠹毒する害物なり一人の犯罪は國家の一分を害し十人は十分を害し百千萬人卒に國家の生存を殆ふせむ兵力は公益を保護すとの事實過なくむは兵員は國家を保護する干城なり一人の兵力は國家の一分を護り十人は十分を護り百千萬人卒に國家獨立の礎を鞏ふせむ彼は國家の生存を殆ふし此は國家獨立の礎を鞏ふす國家の生存を殆ふする犯罪は國家獨立の礎を鞏ふする兵員より多數を占むる我邦の現況は嗚呼其れ卒に國家の生存を奈何之を憂ふるは之を防制するに如くは莫し然らは之を防制するの策如何論者說を作して曰「嚴法酷律以て峻刻なる刑罰を執行すべし刑者は獄に斃れ世人は恐怖畏縮して爲めに罪を犯すものなきに至らむ斯の如くむは始て其目的を達したるに非すやと」嗚呼源を究めすして末流を淸ふしたるもの未た之あらさるなり犯罪ハ社會濁流の結果よして社會は犯罪の源泉なり峻刻なる刑罰を執行し獄に斃るゝを以て犯罪を防制せむとするは尙ほ何ぞ源流を究めすして末流を淸ふせんとするに異ならす之を如何ぞ犯罪防制策と謂ふを得むや況んや峻法酷律は立憲の主義と相容れさる所なるをや論者か斯る殘忍なる手段に由らすむは犯罪を防制するの策なしとの觀念は未た法の目的ば社會の共同進化を輔成するものたることを究めさる妄のみ蓋し法の目的二あり直接の目的間接の目的之なり直接の目的は權利を創造するものにして純粹の法理論に屬す故に茲に之を言はず法は吾人に何等の關係を有するやの問題は乃ち間接の目的にして此疑問の氷解は以て論者の謬妄を正すに足れりヘーコン氏曰「法律の主義目的は國民をして現在の地位より一層幸福なる生活を得せしむるにあり」と」ベムサム氏曰「法律は國民最大多數の最大幸福を目的とせさるべからす」とライプニック氏は法律は「人間社會を制限するにあらすして人間を完全無缺ならしむる者なり」と言へり而て現今に至り學問社會長大足の進步をなし人類學物理學地質學其他諸種科學の發達に由り社會學なるもの漸く勢力を得暗黑なる理學界に一線光を點せし爲め法學者亦發明する所あり則ち曰法律は社會の共同進化を目的とするものなりと諸士の說く所多少の差ありと雖ども要するに法律は吾人の共同進化を輔成するものにして決て吾人を箝制束縛するものに非さるを知るべし吾人の共同進化は法の目的なりとせば論者の峻刻なる法刑は固より其目的を破壞するのみならす反て國家の生存を害するに至らむとす何となれば社會成立の基礎たる個人を殘害して其生存の發達を謀らむとするは宛も根を截ちて枝葉の繁茂を計らむとするに異ならされはなり論者の防制策も是に於て破れたりと謂ふへし

夫れ犯罪必罰は天下の公道なり社會の必要なり故に之を刑するは固より其所なりと難ども而かも之を刑するは法の直接なる目的に非す之を刑して吾人の共同進化を輔成する効能こそ洵に法の眞面目とする所なれ尙ほ一步を進めて推究すれば寧ろ刑するより守らしむるこそ法の本意ならめ古人も及陷於罪、然後從而刑之、是罔民也、と言ひしは古今法制の形式に變遷あれ其意は蓋し一ならん然らば則ち犯罪は法の目的に背反するものなり已に法の目的に背反するものとせば之を防制するの策は罪に陷らざる前に於て之を畫せざるへからず然らは其方法如何曰罪に陷ら

矯正図書館

んとする原因を探究し其原因に就き之か匡救防制の策を施すに在るのみ左に犯罪原因中其重なるものを擧げ聊か防制の策を講せむ

一　精神上能力の欠乏　（即無教育者）

二　經濟上能力の欠乏　（即貧困者）

三　現今法學教育の弊害

四　惡少年の監督

五　出獄人自活の窮乏

一　精神上能力の欠乏は即ち教育の缺欠なり而て無教育者の犯罪に陷るは特別に理由を索るに及はず之を普通の道理に稽へ古今の史籍に徵するも爭ふへからさる事實なり我邦犯罪者の大半は全く無教育者にして犯罪の近因を探究すれは多少其趣を異にすと雖も遠く原因を詮索すれば之を無教育の罪に歸せざるを得ず夫れ教育の要は啻に一身を修むるのみならず進んで一家を組成し財產を收得し以て安全に生活を爲さしむめゝ爲なり彼の初等教育を勵行するハ乃ち先つ是非善惡の智識を啓發し進んて職業を執るに必要なる階梯の智識を與へんゝ爲のみ蓋し吾人生活の要素は身外萬物を利用するの能力に在り若し此能力にして缺乏せんか天然の萬物一身を圍繞するも殆んど瓦礫に異ならす尙ほ何ぞ生活を全ふすと謂はんや唯夫教育は此能力を發達して吾人生活の目的を達せしむ然るに元來教育の素なきものは啻に一身を修むる能はざるのみならず卒に吾人生活の實を全ふする能はざらんとす一身を修むるの能力なからむ乎放辟卒に爲さる無のみ生活を全ふするの能力なからむ乎盜侈强取强奪の不義を働くに至らむ然は則ち犯罪は精神上能力の欠乏にして教育は之を發達して犯罪を防制するの手段ならすや我邦現今の教育制度は果て能く犯罪を防制するに足るや將た近年犯罪の增加は教育制度の不完全より及ぼしたる影響なき乎試みに內閣編纂第十一統計年鑑（明治二十三年調査）を見るに全國學齡兒の數七、一九五、四八〇人の內就學者三、三五六、五二六人不就學者三、八三八、九五四人にして則ち學齡兒中不就學者五分三厘の多きを占む教育の欠乏は犯罪搆成の一分子なりとの事實過なくむは近年犯罪の增加は教育不完全の影響なきを必すへからず將た犯罪を防制せむとする現時の教育制度は未だ充分其用をなさざる者と言はざるを得ず故に余輩は强迫教育の方針を採りて普通教育の普及を實行せむとを當局者に希望す或は强迫教育を實行するも

勞働的貧民の如きは就學の資力なきを以て到底其効なしと云はんか余輩別に新奇の策なしと雖ども所謂國家若くは自治體の義務として慈善的貧民學校を設備するか又は僧侶其他の篤志家をして夜學校を設けしむるか其方法は何れにしても可なり要するに彼等をして教育に浴するの餘裕を與ふるの手段を謀らハ敢て其實を擧くるに難からさるべし若然らすして此儘に止まむか此等無教育の徒は將來文明の進步に從ひ經濟界の變動を生ずると共に犯罪の渦中に捲倒せられ遂に拯ふへからさるに至らむとす豈に思ハざるへけんや

二　經濟上能力の欠乏即ち貧困者とは自己經濟上の必要を充たすべき物品及び能力を欠乏する者を云ふ而て物品を欠乏すれは生活の資に窮し能力を欠乏すれは亂倫敗德の汚行を免れず生を保つに資なく德を行ふに智なし罪に陷らざらむと欲するも豈得むや況んや文明日進の現社會ハ人爲的事務を驅りて經濟的物件の作用に吸收さるゝをや經濟上能力の發達は教育の範圍に屬するを以て之を措き其直接の生活に關する資力の點に就て之を觀察せむに彼の社會多數を占むる勞働的人民は將さに其職業を奪はれむとす試に見よ彼等の勞働的手腕は經濟的物件の器械力に壓倒せられむとするを製造に蒸氣を用ゐ農業に器械あり交通に馬車あり氣車あり氣船あり力に電氣あり風力あり水力あり凡そ吾人が經濟上の必要を充たすべき物件の供給は悉く器械力に由らざるはなし其人力を要するものは單に之を整理監督する無形上の智能而已而て此等整理監督の地位を有するものは少なくも職業教育の素あるものに非ざるよりは爲し能はず初等教育すら充分あらざる勞働社會何を以てか當るべけんや、或は彼等の社會中偶多少の資力を有し經濟界に馳騁せむとするも會社的資力は之を壓倒し制限し遂に其活動を試むるの余地なからしむ國家か法律上に於て權利平等なりとの宣言も經濟界の現象は此等の權利を蹂躪して不平等の實績を表はさむとす果て然らは彼等か經濟上の活動は遂に立脚の地步を失したるものと謂ふべし夫優勝劣敗は免るへからさる定則とは言へ抑も亦憐むへき境遇ならずや啻に彼等の不遇なるのみならず卒に國家の消長に關するを如何せむ何とかれは社會の多數を占むる彼等にして境遇既に如斯とせば其極犯罪に陷らざるもの殆んと罕なれはなり血氣の壯年も業を執るに事なく强大の

矯正図書館

惡幹も用を爲すに所なく遂に苦難の街に彷徨して犯罪の悲境に沈論するは之を歐洲の經濟界に求むるに及ばす我邦の現況將さに其萌芽を發せむとす豈寒心せざるべけんや然は乃ち經濟上能力の欠乏は犯罪結成の元素にして犯罪の多數は貧民の集合より成ると言ふも敢て誣言ならざるを知るべし然らば之を防制するの策如何曰國家の經濟制度を完成して各人經濟上の能力を發達せしむるに在り而て國家の經濟制度は其範圍洪大にして且紛雜極りなし今之を大成するは容易に望むへからす雖ども差當り左の機關を設備するを以て目下の急務なりと信ず

一　信用制度

二　貧民救助法

信用制度とは小農の爲めに農業銀行を設け小商又は勞働的人民の爲めに庶民銀行を設け以て此等細民の信用を維持し經濟上の活動をなさしむるを以て主眼とす其施設方法の仔細に至ては世間自ら定論のあるあり且經濟學上の問題にして事煩雜に涉るを以て之を省く

貧民救助法とは信用制度を設け經濟上の活動を與ふるも到底自活の能力なきものは國家若くは自治体の義務として之を救助するの方法を云ふ余輩は右二制度の設備は目下我邦の緊急事業として當局者の省慮せられむとを希望す

三　現今の法學教育は單に法の形式に力めて其實相を究めさるの極時に或は其弊害をして犯罪を助長するの媒介たらむとす博士穗積八束氏之を歎して曰

方今の法學家は法の形体を學ひて法の眞相を究めず法典の註釋に密にして立法の大則を辨せず何が權利であるかの問題に狂奔して何故に權利であるかと云ふの根本を知らず借金の申譯に巧みにして報恩の義務心に乏しく社會の惡人を刑事判官の前に旨く辯護し證據不充分無罪放免の宣告を受るを大手柄とす俗人をして法理論は非を理に曲くるの術なりと慨歎せしむるも亦所由なきに非さるなり

大儒イエリング大に茲に憂ふる所あり近時法學社會の法の形体學に偏して死法典を分析解剖すると に流れ其生靈實相に遠さかるを歎し羅馬の社會の實相に由りて其法典を解し「羅馬法の精神」出てゝ全歐の法理論大に警省する所ありモンテスキュー と相比して法の「リヤリスチック」學派の中興の祖たるの榮を分たむとす氏は羅馬の法は其社會を搆

成する倫理道德の外形の制裁なることを發見し法と社會の倫理との相關する所以を天下に揚言せり吾人は初めて法は何ヶ故に法なるか權利は何か故に權利なるかの大概を窺ふことを得て法は社會の禮法なることを明かゝし之を敬虔するの念を固ふせり

（中畧）法を學ひ法を司るものにして法の目的を解せさるときは法とは吾人は如何なる點まで惡事をなし得るゝを教ふるの學問なりと思惟するゝ至るへし法の形体學に狂奔して實相を究めさるの弊は遂に國家の風教を害す云々

法學の眞味を咀嚼して現時の法學教育の弊害を痛論せる至れりと謂ふべし氏の言中「俗人をして法理論は非を理に曲くるの術なりと慨歎せしむる」と言ひ「法の目的を解せさる時は法とは吾人は如何なる點まで惡事をなし得るゝを教ふるの學問なりと思惟するに至るべし」と言へるは啻に氏か論理の究極として立てたる一片の言辭に止まらず方今の社會ハ實に此論理と事實を一致せり憂世の士は夙に此弊害を指摘して法學教育の普及は風教を壞亂し遂に犯罪を媒介するの「パチルス」なりと極論せるも所由なきに非さるなり然れとも其の弊害を指摘して法學教育の普及を破壞せむとするは固より俗人の皮見にして法學の眞味を解せさる徒なりと雖とも而かも其の弊害の實は博士の論理と一致する以上は之を匡正して法學の眞相を發揮するハ目下の急務たらさるへからず然らずむば遂に犯罪は法學普及の結果なりとの奇觀を呈するも未た遽かに知るへからず而して是か匡正の任は法學家の職分として其勞を負擔せられむことを希望す

四　教育を普及して精神上の能力を發達せしめ經濟制度を完成して各人經濟上の活動を輔助せば惡少年の出づへき筈なく假令ひ之ありとするも之を監督するの父兄にして既に精神上、經濟上の能力を有せば充分に其監督の實を完ふするを得べきか如し然れとも事實の複雜は論理の單純と固より比すへきに非す故に偶ゝ惡少年を生じ而て之を監督する者なからむか無智の呆漢たらずんは無賴の惡漢而て卒に犯罪の門戸に出入して一生を無謀に了らんとす然らは則ち之を監督匡正するは啻に彼等の一身を保護するのみならす亦犯罪防制の一手段たらずんはあらさるなり而して其方法は世に所謂感化院を設備するより宜きはなし今や我邦感化院の設備未だ僅かにして犯罪防

矯正図書館

制の一機關とするに足らず若夫憂世の士は深く此に鑑みて此等の機關を完備するに力められむことを希望す

五　刑餘の人を厭惡するは一般の人情にして敢て怪むに足らず啻に厭惡するのみならず之を彈手して惡評を世に流布し爲に一縷の信用も遂に斷絶し復た社會の門戸に入る能はざらむとす元來經濟上能力の欠乏より犯罪に陷りたる彼等にして一旦出獄の日に當り世人の信用已に斯の如しとせば一身の庇保ハ之を水火に投するに非ざるよりは復ひ犯罪に陷らざる者殆んと罕なり左に最近數年の統計を擧け犯罪の增加する所以を示さむ

明治二十年末日の囚員現在　五五、六八八
仝　二十一年　五四、一二六
仝　二十二年　五四、四〇八
仝　二十三年　五七、六一五
仝　二十四年　六一、五九五
仝　二十五年　六四、一五三

右の如く年を逐ふて犯罪者の增加するは其原因主として無教育の徒か經濟界の變動に伴隨して其生活を完ふするを得ざるの致す所なりと雖とも單に之を形體上より觀察すれば職として前段の事情に原因せずむば非ざるなり乃ち再犯者の增加は以て犯罪を增殖するの一大分子なりとす然は乃ち之を救濟するは啻に吾人同胞の情義なるのみならず亦犯罪を防制するの一手段ならすや而て其方法は所謂出獄人保護會社の設備を計るに在り其施設方法の如きに至ては世既に定論の在るあり又既に各地に之を設備せむとするの擧あるを聞く故に之を贅せず唯余輩は世人をして出獄人の保護は眞に吾人と犯罪との生存競爭をして遂に吾人が打勝つの利器たることを知悉せしめ益斯事業の發達を希圖するの念を固ふせしめむことを望む蓋し出獄人保護の如きハ其性質國家事業に非すして社會的事業なれハなり

之を總ふるに犯罪の防制は我邦目下の急務にして其の手段は以上縷陳したる數個の機關を設備するを以て其當を得たるものと信ず唯吾輩の淺學、理論の肯綮を得ざらむことを恐る庶くは大方の識者教正の勞を吝まざらむことを

通信

●宮城縣監獄署の輕便蒸氣消毒器に關する通信

蓼水生　投

凡て傳染性疾病の病毒に汚染せし諸の物品を消毒するには種々の方法あれども先づ高度の熱を用ゆるを最も確實の奏効ある者とす然れども其汚染せし物品を悉く燒却するか或は煮沸するときハ經濟上及ひ取扱上不利不便なるを免れざるが故に近來は蒸氣を用ひて薰蒸するの法專ら賞用せらるゝに至れり曩きに本縣監獄に於て腸窒扶斯症流行の際百方消毒豫防法を施行せしも其病勢は一弛一張數ヶ月に涉り全く其病根を斷つこと能わざるに臨んで輕便なる蒸氣消毒器を設置し遂に該症撲滅の實効を見るに至り亦平常に在りても時々諸種の品物を薰蒸消毒ー爲めに平素多少傳染性を有する疾病をも豫防し得るを以て監獄の如き數多の人の密居する場所には必要なる者と信せり依て參考の爲め畧圖を以て使用上の結果並に之が設置に要せし費用の大畧をも併せて通信せんとす

右輕便蒸氣消毒器は圖の如く蒸氣釜と薰蒸器とより成り至ち甲は即ち輕易の蒸氣機關にして水量大約一石五斗を容れ乙は總て厚さ一分五厘の鐵板を以て製せられ其內面の兩側上部に數多の移動すべき小鍵を附して衣衾の數を懸垂するの用に供し上壁には檢溫器及ひ安全瓣を具へ蒸氣は下壁の中央より噴入するものなり

消毒すべき物品は種々あれども其主もなる物は寢具、衣服、患者用の器具、便器等にして此の薰蒸器には一回大畧左の各品數を容るゝに足れり

大蒲團	五枚	小蒲團	十枚	綿入長衣服	五十枚
長袷	八十枚	長單衣	百十枚	半單衣	百二十枚

矯正図書館

股引　百五十枚　便器　二十個

一定の蒸氣力を以て薫蒸する時は大抵五分時間にして攝氏の百乃至百十度に達するを以て絶へす同一の蒸氣力を與へて十五分時間薫蒸せり故に一回二十分時間を費し長日の季節に於ては一日大約十三回反復使用することを得亦之れに用ゆる石炭の量は其回數の多少に由りて自然其量を異にすれとも一日十三回使用する時は大約三十貫目の石炭を費し當地に在りては現今百斤金廿五錢八厘にて購求し得るを以て一回大約二貫三百〇八匁に當り金三錢七厘二毛を費す割合なり而て之れに從事する人員は熟練せる監理者一人及ひ囚徒二人にて能く其用を辨ぜり監理者は潛心蒸氣機關に向て其火勢、蒸氣壓、水量、時間及ひ檢温に注意し二人の囚徒を使役せり囚徒は監理者の命令に由りて水及ひ石炭の注加並に消毒すべき物品の出入等に從事せり

已に薫蒸せし物品は僅に濕氣を含有するに止まるを以て之れを開披曝乾するときは忽ちにして干燥す唯初回の薫蒸に於てのみ其器壁寒冷なるを以て蒸氣凝着し爲めに物品の器壁に接する部分僅に濕潤する者とす然れとも第二回目よりは尚ほ熱を保つを以て此の慮なきものなり又衣衾の類は薫蒸せられし爲めよ其地質を脆弱ならしむる等の事決して之れなきものなり

本署が此の消毒器を設置せし以來は常に病囚は無論一般囚徒の衣服、寢具、帶及び鼻輝に至るまで時々全般薫蒸を施し爲めに寄生蟲(衣蝨)の跡を斷ち凡て傳染性皮膚病(疥癬、瘙風、頑癬、毛蝨等)の蔓延を見ざるのみならず其他諸種の傳染性疾患をして間接に其蔓延を防き衣服の臭氣は全く去て今は無臭而も無毒の者とはなれり

又此の消毒器を設置せしに就て費やしたる金額の總計は百七十七圓五十錢にして稍々尠少ならざる失費の如き感あれとも已に前にも述べたる如く一朝衣衾器具の類ゲ甚しく病毒に汚染するとある時は之れを薫蒸して無毒とすれば破損せざる限りは何回も使用する事を得て決して燒却するの必要なく亦假令ひ燒却せずして煮沸するか或は熱湯藥液の類を灌注する等の處置を施すとするも僅々の品類なれば却て容易の事なれも數多の品物にして且つ迅速に行ふの必要ある場合には數多の人と時間を要するのみならず其結果に至りても甚た安心し難きものなり故に監獄の如き場處に於ては假令ひ猛劇なる傳染病の流行なきも此の設けあれば不慮の時の備へとなる事は勿論平常に於ても之れを使用するときは衛生上に益を與へ經濟上頗る其當を得る要具と信するの餘り本署に設けし輕便蒸氣消毒器の一班を記るして通信すること以上の如し

(署圖は卷首に掲ク)

京都府監獄署

●教誨師及監獄醫協議會

當府に於て開設せし中央府縣監獄教誨師及監獄醫協議會狀況並に決議の事項左の如し

會告

中央同盟府縣各監獄教誨師會同第二回ハ明治廿六年十月廿日ヨリ仝廿五日ニ至ル六日間京都府下京區東中筋花屋町角本願寺宣布院ニ於テ開會ス而シテ今回ノ同盟府縣ハ京都大阪兵庫愛知廣島富山石川福井岐阜滋賀奈良和歌山岡山山口島根鳥取愛媛高知德島香川ノ二府十八縣ナリシカ不幸ニモ已ニ出席ヲ屆出テタル向ニシテ突然水害ニ遭遇シ爲ニ參同シ能ハサル者多カリシハ本會ノ爲メ誠ニ遺憾ナリトス茲ニ今回出席セラレタル會同員ヲ擧レハ左ノ如シ

石川縣小松　藤鄕了澄　大阪府　赤松皆恩　京都府宮津　菊藤大岡
奈良縣五條　服部月華　京都府　梅月政臣　石川縣小松　松平清涼
石川縣七尾　長谷岡唯一　岡山縣　千輪性海　京都府　西名徹
廣島縣　齋藤吉英　奈良縣　藤井香曉　岐阜縣　渡邊博善
愛知縣　千葉知養　石川縣　青木賢瑞　廣島縣　金谷明存
大阪府堺　龍野善立　香川縣　松本自勉　京都府　高階海量
福井縣　高安博道　兵庫縣　渡邊龍嶽　大阪府　水田俊長
德島縣　越路卓然　兵庫縣姫路　阿部大肇　京都府　生熊省七
京都府　仙石辰碩

中央同盟府縣教誨師會同決議事項

議案　第一號　會同規約　委員提出

矯正図書館

中央府縣各監獄教誨師會同規約

第壹條　會同ノ旨趣ハ各地教誨ノ實況ヲ交談シ相互ノ便益ヲ得ルハ勿論重要ノ問題ハ之ヲ研究討議シ教誨ノ方法ヲ純全ナラシメ感化ノ實効ヲ增進セントスルニアリ

決　議　中央同盟府縣教誨師會同規約

第壹條會同ノ旨趣ハ各地教誨ノ實況ヲ交談シ且重要ノ問題ハ之ヲ審議シ教誨感化ノ進歩ヲ圖リ其効果ヲ全フセントスルニアリ」ト修正ス

第貳條　本會々同員ハ僧俗宗派ノ別ヲ問ハス現今監獄教誨ニ從事スル者ニ限ル但シ司獄官ニシテ本會ニ出席シ意見ヲ陳述セントスルトキハ更ニ番外席ヲ設ク

決　議　第貳條本會々同員ハ僧俗宗派ノ別ヲ問ハス現任監獄教誨師ニ限ル但司獄官若クハ有志者ニシテ本會ニ出席シ意見ヲ陳述セントスルトキハ會長ノ見込ヲ以テ更ニ番外席ヲ設ク」ト修正ス

第參條　本會ノ同盟府縣ハ京都大阪兵庫愛知廣島富山石川福井岐阜滋賀奈良和歌山岡山山口島根鳥取愛媛高知德島香川ノ二府十八縣トス

決　議　原案ヲ可トス

第四條　本會ノ會同ハ毎年壹回トシ各府縣順番ヲ以テ開會ス但次會開會地ハ前回ニ於テ之ヲ定ム

決　議　本會ノ會同ハ毎年一回トシ同盟府縣順次ニ之ヲ開ク但時宜ニ依リ全所ニ於テ數回開クコトモアルヘシ」ト修正ス

第五條　本會ハ幹事壹名幹事補貳名ヲ置キ會務ヲ處辦セシム

決　議　原案ヲ可トス

第六條　幹事ハ開會當番地ノ教誨師之ニ當リ幹事補ハ開會地ニ接近セル府縣ノ教誨師ヲ以テ之ニ充ツ

決　議　原案ヲ可トス

第七條　議事ノ問題ハ開會廿日前ニ同盟各教誨師ヨリ提出セシメ幹事幹事補ヲシテ編纂セシム

決　議　原案ヲ可トス　但廿日ヲ十日ト改ム

第八條　本會議場規則ハ別ニ之ヲ定ム

決　議　原案ヲ可トス

議　案　第貳號

一教誨概則第三條集合教誨種類中第五項ノ次ニ部類教誨ノ一項ヲ加ヘ仝第五條第五項ノ次ニ更ニ左ノ一項ヲ加フ

六　部類教誨ハ各囚ノ性質及行狀ヲ查察シ總囚ヲ分テ、有實囚、無實良囚、良否未判囚、不良囚、特惡囚、短期初犯囚、幼年囚、懲治人、ノ八部トシ其種類ニ應シ休役間修身宗教等ノ道ヲ講ス

千輪性海君提出

決　議　特惡囚ハ個人教誨ノ方法ヲトルヲ好シトス故ニ之ヲ刪除シ更ニ老年囚ノ一部ヲ加ヘ次ニ休役間以下ヲ適當ノ教誨ヲ施スヘシ」ト改ム

一教誨概則第七條ノ次ニ更ニ左ノ一條ヲ挿入ス

第八條　囚人及懲治人亡至親ノ忌日ニ當リ追吊祭祀ヲ出願スル者アルトキハ典獄ノ裁可ヲ經テ教誨堂ニ於テ之ヲ執行シ特ニ教誨ヲ加ヘ以テ感化ノ助トナス但香花燈明ノ資トシテ金五錢以内ヲ供セント請フ者アルトキハ評議ノ上之ヲ許ス

千輪性海君提出　渡邊龍嶽君　月政臣君提出

決　議　原案ヲ可トス

教誨概則第八條但書第一號表及實効統計ノ第二號表ヲ別表ノ如ク訂正ス

決　議　表式ノ如キハ各監囚數ノ多寡事務ノ繁閑等ニ依リ實際上豫メ一定シ難キ場合アリ故ニ委員ニ托シテ調査審議セシメ清書ノ上各自ノ算考ニ供スルヿトナスヘシ　別表ハ冊尾ニ附ス

一教誨概則第三章ノ次ニ更ニ左ノ一章ヲ追加ス

第四章　教　育

一懲治人及幼年囚ノ教育ハ道德教育及普通教育ノ初步ヨリ生活上必須ナル學業ヲ授ケ之ニ由テ遷善ノ方向ヲ與ヘ翻己ノ企望心ヲ惹起セシムルヲ以テ方針トナスヘシ

千輪性海君提出

決　議　原案ヲ可トス　但本章ヲ第三章ニ置キ三章ヲ四章ト改ム

監獄則第三十二條中囚人看讀書籍許否ニ關シ典獄ノ諮詢ニ具スル否定標準ヲ定ムルヿ左ノ如シ

一　慰樂ノ媒助トナルモノ

二　慣行ノ秩序風俗德義ヲ紊亂スル物ト認ムルモノ

三　益ヲニ自己ノ主義ヲ褒稱シ他ノ主義ヲ貶斥スルモノ

四　非現行ノ法律命令及現行法律命令ト雖モ其註解釋義訓令指令等ヲ掉入シ又ハ時事ノ論說ニ渉ルモノ

五　人心ヲ激發シ異常ノ感想ヲ惹起セシムルノ嫌アルモノ

六　宗教信仰上敬禮スヘキ尊像ヲ除クノ外種々ノ挿畫アルモノ

七　史傳々記ニ渉ルモノ

決　議　第二項ノ物ト認ムルモノヽ七字ヲ虞レアルモノヽ一項ヲ追加ス

千輪性海君提出

決　議　第二項ノ物ト認ムルモノヽ七字ヲ虞レアルモノト修正シ第七項ヲ史傳々記ニシテ感化上害アルモノト改メ更ニ第八項ニ動詞ヲ掲載セシ物ニシテ不敬ニ渉ル虞レアルモノヽ一項ヲ追加ス

議　案　第三號

一教務所ニ教務ヲ補助セシムル爲メ囚人ノ多寡ニ應シ若干ノ屬僚ヲ置カレンヿヲ其筋ヘ要求スヘシ

掬月政臣君提出

決　議　原案ヲ可トス

一休役間教誨ノ時ニ於テ被教誨者ニ簡單ナル法語ヲ微音ニ唱和セシムヘシ　水田俊長君　提出

決　議　本案ハ有益ト認ムルモ聊頑嚚ノ趣意ニ違戻スルノ嫌ヒアリトテ廢案ス

一教誨堂ニ於テ其本尊ニ對スル總囚禮式ノ作法ヲ一定セラレ度ク　渡邊福嶽君　提出

決　議　教誨師ノ本尊ニ向テ禮拜スルトキハ總囚ヲシテ必ス禮拜セシムヘシ　渡邊龍嶽君　提出

一教誨師ノ囚人賞罰ニ關スル方法ヲ一定スヘシ

決　議　懲罰處分案ハ教誨師必ス之ヲ審査シ其意見ヲ附スヘシ

教誨師勤務時間ヲ一定スルヿ左ノ如シ

土曜日　午后二時退署　日曜日　午前十一時出勤　月曜日　休　暇　火曜日已下ハ勤務八時間トス　渡邊博善君　提出

決　議　教誨師ノ定員各監區々ニシテ教務ノ繁閑一定ナラザレハ勤務時間ヲ定ムルハ實際上反テ不都合ナラントノ意ニテ廢案ス

建　議　案

一囚徒ハ常ニ鐵窓ノ下ニ呻吟スル者ナレハ彼カ積鬱ヲ開導慰諭シテ翻已ノ希望心ヲ惹起セシムルモノハ月刊教誨書ニ如クハナシ故ニ宜シク之レカ方法ヲ講シ本會ニ於テ編輯發兌スヘシ　楠秀晃君　建議

決　議　本案ハ何レモ希望スル處ナレモ擔任者其人ヲ得ルノ難キト之ヲ實際ニ徴スルニ繁雜煩フル困難ナレハ熟考スヘキヿナラントノ意ニテ第三回ニ讓ル　捕月政臣君　建議

一教誨師ハ免囚保護會社ヲ設立スルコトニ盡力スヘシ

決　議　未設置ノ向ハ勿論已ニ設立セル向モ精々斡旋盡力シテ其完全ヲ企圖スヘシ

一教誨堂ハ靈場ニシテ汚穢スヘカラサル所ナレハ他事ニ使用スルカ如キ不都合ナカラン樣其筋ヘ要求スヘシ　越路卓然君　建議

決　議　教誨吊祭用ノ外他事ニ使用セサル樣其筋ヘ要求スヘシ

一教誨堂ノ座上ヘハ司獄官ト雖モ靴ノ儘ニテ昇降セサル樣各自其筋ヘ申立ラル可シ　越路卓然君　建議

決　議　本案ハ至極結好ナレモ監獄内ニ於テ實際上行ハレ得ヘキヤ否ヲ熟考セサレハ濫リニ申立ツルモ如何カニヤトノ意ニテ第三回ニ讓ル

教誨概則中訂正ヲ要スヘキ條項ニ就テ建議セシム

一教誨概則第三條第八項ノ槍前教誨ハ第五條第八項ト共ニ刪除スヘシ現今ノ有樣ニテハ到底之ヲ實際ニ施スヿ難カルヘシ　渡邊龍嶽君　建議

決　議　已ニ之ヲ實施シ居ル監獄モアレハ此儘ニ存シ置クヘシ

一同第四條八九十一ノ四項ヲ合シテ被罰者教誨ト爲シ同第六條ノ八九十一ノ四項ヲ合シテ被罰者教誨ハ犯則ノ情狀ニ應シテ懇諭シ併テ宗教及修身ノ道等ヲ講スト訂正スヘシ　高階海量君　建議

決　議　建議ノ通リ訂正スヘシ

一同第五條第二項日曜教誨ハ專ラ宗教ヲ講ストアルハ實際上ニ就テ如何カト思フ嫌ヒアレハ日曜教誨ハ宗教及普通道德ヲ講スト訂正スヘシ　西名徹君　建議

決　議　建議ノ通リ訂正スヘシ

一第一回ノ可決要領中本年ノ議決ニ依テ自然消滅ニ屬スル條項ハ勿論重複ニ亘ルカ如キハ一切之ヲ刪除スヘシ　捕月政臣君　建議

決　議　建議ノ通刪除スヘシ

號外案

一本會同ハ教誨師ノ發企ニ成立セシヲ以テ教誨上緊要ノ會同ナルニモ拘ハラス之ヲ私會視スル向モアル由ナレハ更ニ同盟府縣ノ各典獄ヘ諮リ之レカ組織ヲ更改シ第三回ヨリ斷然今回決議ノ規約ヲ履行シ各府縣順番ヲ以テ公然開會スルコトニ爲スヘシ　委員提出

決　議　滿場同意ヲ以テ組織ヲ更改スルコトニ決ス

一本會ノ組織ヲ更改スルニ就テハ先ニ三ノ典獄ヘ向ケ情狀ヲ具申シ其方法手續等ヲ依賴スヘシ

決　議　同盟府縣ノ中樞ナル京都大阪兵庫ノ三典獄ニ依賴スヘシ

一本會ノ組織ヲ更改シテ第三回ヲ開設スルマテ百般ノ會務ヲ處辦セシムル爲更ニ若干ノ委員ヲ撰定スヘシ

決　議　五名ノ委員ヲ公撰シ臨時補欠ノ爲更ニ二名ノ候補者ヲ撰定スヘシ　委員建議

報告會ヲ開クノ件

一第一回ニ於テ決議セシ教誨概則ニ依リ各自其監ニ於テ實施セシ模樣ヲ詳細報告スルハ相互ノ利益鮮カラスト思考スレハ爰ニ報告會ヲ開クベシ

決　議　建議ノ通開會スルコトニ決ス但シ議事ノ都合ニ依リ夜會ニ讓ル事

矯正図書館

視察表

主査教誨師

罪名犯數	刑名刑期	附加刑	宣告	起算	入監	滿期	出監
犯	年月日	罰金 監禁	明治年月日	明治年月日	明治年月日	明治年月日	明治年月日

在監中ノ犯罪						
罪名	刑名刑期	附加刑	宣告	滿期	原由	狀況
	年月日	監禁	明治年月日	明治年月日		

族籍身分職業 氏名年齢番號

宗旨及信否	長技及惡癖	教育ノ程度	性質及感情	資産ノ有無	家屬親戚ノ有無	生活ノ程度	犯罪ノ原因	現犯ノ狀況

入監時ノ視察

出監時ノ視察

出生地	住地	職業	家屬親戚ノ感情及引取人ノ有無	資産	自活ノ目的	備考
郡府國	郡府國	常明治年月				
郡市町村大字	郡市町村大字					

時期	種目	平素ノ行狀	信書往復及接見ノ模樣	平素ノ看讀書籍	妻子眷屬及祖父母ニ對スルノ感情	教誨ノ感否	宗教ノ信否	改心ノ有無及程度	賞與	處罰
第一期	自明治年月日至仝年月日									
第二期	自明治年月日至仝年月日									
第三期	自明治年月日至仝年月日									
第四期	自明治年月日至仝年月日									
第五期	自明治年月日至仝年月日									
終期	自明治年月日至仝年月日									

在監中ノ視察

矯正図書館

明治　年　月自　至　月　半期教誨効果統計表

主任教誨師

半期中在監人合計	内訳												半期間ノ放免者合計	内訳											半期末現在員合計	内訳										
	行狀正良ニシテ改悛ノ見込アル者				稍改悛ノ緒ニ着キシ者				宗教信仰ノ者				賞表ヲ授與セラレタル者				特赦假出獄等ノ恩典ヲ受ケタル者				改悛者ニシテ生計ノ途アル者				改悛者ニシテ生計ノ途ナキ者				生計ノ途アリテ改悛有無試檢中ノ者				生計ノ途アリテ改悛ノ見込ナキ者				生計ノ途アリテ改悛ノ見込共ニナキ者				行狀正良ニシテ改悛ノ見込アル者				稍改悛ノ緒ニ着キシ者				宗教信仰ノ者				賞表ヲ授與セラレタル者				恩典ヲ受クヘキ見込アル者			
	初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上		初犯		再犯以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

備考

右會同議事ハ明治廿六年十月廿日ニ始リ仝廿五日ヲ以テ前編ノ通リ閉了ス

明治廿六年十月

中央同盟府縣教誨師會同委員

聯合府縣監獄醫協議會始末書

明治二十六年九月二十五日聯合府縣監獄醫協議會第一回ヲ我カ京都府監獄署内ニ開ク即チ其主意書左ノ如シ

曩ニ内務大臣ヨリ各典獄ヘ指示セラレタル事項中監獄醫任務上ニ付懸要ノ件アリ之レニ對シ吾々其職ニアルモノ然ラサルモ適切ニ職ヲ盡スハ當然タリ況ンヤ此ノ事アルオヤ仍テ此ノ際聯合府縣監獄醫協議會ヲ開キ一大改正ヲ行ハサルヘカラス豈猶豫ノ時ニ非ス茲ニ假規則ヲ設ケ同職諸君ノ參同ヲ煩シ深ク協議ヲ遂ケ以テ改善ノ途ヲ得ント欲スルニアリ

茲ニ於テ典獄ハ各府縣ニ照會シ監獄醫ノ參同ヲ求メタルニ來集スルモノ左ノ如シ

山口縣　高貫篤一　愛媛縣　山崎集　岡山縣　松山治二
岡山縣　松本麟三郎　岐阜縣　櫻井豫三　福井縣　木下克二
大坂府　押田芳之助　愛知縣　板津七三郎　高知縣　小藤南明
奈良縣　吉田常文　滋賀縣　高橋平吾　京都府　大島甲子郎
京都府　森千城　同　幸野信一郎　同　福知繁次郎
同宮津支署　新宮熊一郎　同伏見支署　野口正人

出席總員十七名各員番席ヲ定メ假ニ典獄會長トナリ假規則ヲ議スルニ原案ノ如ク決ス即チ左ノ如シ

聯合府縣監獄醫協議會々則

第壹條　本會ハ參同ノ監獄醫ヲ以テ會員トス

第貳條　本會ニ會長副會長各壹名ヲ置ク會長ハ會務ヲ處辨シ會長欠クルアレハ副會長之レニ代ル

第參條　會長副會長ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　會員ノ席次ハ番號順トシ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

第五條　會議時間ハ毎日午前第九時ヨリ午後第三時迄トス

但シ時機ニヨリ縮張スルヿアルヘシ

第六條　問題ハ會員各自ヨリ提出シ發題者ハ之レガ辨明ヲ爲スモノトス

第七條　發言セントスル者ハ起立シ自己ノ番號ヲ呼ヒ會長ノ承認ヲ受ヘシ

第八條　問題ハ壹名以上ノ同意者アルニ非サレハ成立セサルモノトス

矯正図書館

第九條　一事ノ終了セザル間ハ他事ヲ發言スルヿヲ得ス

第拾條　問題ノ採決ハ起立ニ問ヒ可否相ヒ半ハスルトキハ會長之レヲ決ス

第拾壹條　病氣事故等アリテ欠席セントスルモノハ會長ニ届出スヘシ

第拾貳條　大日本監獄醫協議會々則附則第貳條ニヨリ毎年一回以上各府縣輪番ヲ以テ之ヲ開ク

議案提出者ハ大坂府岡山縣岐阜縣奈良縣愛媛縣及我カ京都府ノ二府四縣トス先ツ吾カ提出ノ問題ヨリ順次ニ議事ニ係ル

京都府監獄醫　提出

議　案

一　先般内務省ヨリ指命アリタル患者表類ノ義原表式ニ倣フトキハ甚タ煩雜ヲ免レサルノミナラス各府縣共ニ製表ノ意向區々ナキヲ保スヘカラス仍テ之レカ一定ノ方針ヲ取ル事

議　定　委員ヲ撰ヒ表樣式ヲ造ル事

二　診察方ニ付テハ各府縣共ニ區々ニシテ或ハ診察所ニ於テスルアリ或ハ工場ニ臨ンテ爲スアリ此兩樣何レカ當何レカ利アルカ之レガ方法

議　定　診察所ニ於テ爲ス事

三　役業種類ノ中藁業ノ如キ其害甚タ大ニシテ獨リ衛生上ノミナラス經濟上利益アル者トナスヘカラス言ヲ換ヘテ言ヘハ該役場ハ疾病ノ製造所ト云フモ可ナリ故ニ之レヲ全廢スル事

議　定　全廢スルノ方針ヲ取ル事

四　獄衣ノ染色料ハ身体ニ害アリヤ否ヤ果シテ害アリトセハ之レヲ改良スルノ方法

議　定　次會迄研究シ報告スル事

五　監獄内ニ於ケル空氣中炭酸ノ量ニ就テ生活上無害ト認ムヘキ量ヲ檢定スル事

議　定　次會迄研究シ報告スル事

六　重病囚取扱ノ方法

議　定　委員ヲ設ケ一定ノ規律ヲ定ムル事

七　在監人食物中最モ不足スルハ脂肪ノ量ナリ之ヲ補充スルノ方法

議　定　費用及ヒ物價ノ關係モアレハ地方ノ便宜ニヨリ可成脂肪ヲ含有スル品類ヲ供給スル事

八　傳染性皮膚病取扱ノ件及撲滅ノ方法

議　定　談話會ニ讓リ互ニ其方法ヲ講究スル事

九　衛生的事業取扱ノ方法

議　定　衛生主任ヲ置ク事

十　監獄構内ニ草木ヲ植ルハ衛生上必要タルハ言ヲ俟タザルモ一方ヨリ云ヘハ治獄上花ヲ結フノ草木ヲ樹ルカ如キハ其嫌ヒナシトセスト現今司獄官ノ意向ハ樹木ヲ廢スルニ旣カシト聞ク果シテ然ランニハ監舍役場密居ノ場ニ於テ空氣ノ清淨ハ何ニ因テ爲スヲ得ル乎之ヲ得ルニ途ナキハ明カナリ吾カ監獄内ニ於ケル空氣試驗ノ成蹟ニ徵シ炭酸ノ量多キヲ見テ知ルヘキナリ之レ一ハ屋舍ノ構造不完全ナルニ因ルト雖モ樹木アラサルニ因スルハ大ニ其原タルヲ知ル故ニ之レニ對スルノ良法ヲ求ムルヿ

議　定　花實アル物ヲ廢シ常盤木ヲ樹ルコト及病監ニハ花アルモノヲ廢セサル事

岐阜縣監獄醫　提出

議　案

一　看守押丁体格檢査ヲ一定ニスル事

（理由）看守押丁体格檢査ハ各府縣區々ニシテ一定ナラス假令ハ身体五尺以上ノ所アレハ又五尺壹寸以上ノ所モアリ其他視力胸圍等定度ノ異ナルニ由リ甲監獄ニ於テ落第セシモノモ乙監獄ニテ及第スルガ如キハ甚タ不當ノ事ト矜考候ニ付別紙標準ノ如ク一定ニ致度

明治廿六年九月十八日

（別紙）

看守押丁体格檢査

体格ハ左項ニ適合スルモノヲ以テ合格トス

一　体格善良ニシテ左ノ欠所ナキ者

四肢完具セサモノ但鞭筆把握ニ差支サル指ノ萎小變屈強直ノ類ハ此限ニ非ラス

胸腔臟器及腹内臟器若クハ皮膚ニ較著ノ疾病ニ非サルモ全身諸器關ノ機能減衰ノ者又同シ服裝又運動ニ不便ナルモノ

贅生物畸形等容貌體軀醜惡ナル者

二　身体五尺一寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸緩長ノ差壹寸以上ノ者

三　兩眼共視力廿尺ノ距離ニ於キ「スネルレン」氏試視力表廿號ヲ明視スル者

四　聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者

五　言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ耐ル者

六　精神完全ナル者即神精病及神經病（鬱憂癲狂痴獃及舞踏病癲癇）等ノ疾病ナキ者

議　定　體格檢査ニ準スル事

明治廿六年九月十八日

提出者　櫻井　豫三

岐阜縣監獄醫

矯正図書館

議　案

肺結核患者取扱ノ件

議　定　傳染病トシ他囚ト隔離法ヲ施ス事

奈良縣監獄醫　提出

議　案

一　座業囚ニ一定ノ運動ヲ授クルノ可否方法

愛媛縣監獄醫　提出

（説明ノ概略）

座業囚トハ座作ノ業ヲ執ル者ニシテ藁細工燐寸裁縫彫刻竹細工ノ如キ者ヲ指ス是等ハ出還房上園ノ外適當ノ運動ヲ欠ク者ナレハ自然腸胃ノ衰弱ヲ將來シ羸弱ニ傾ク者多シ仍テ在監人動作時限表ノ範圍ニ於テ午飯後ノ休憩時ヲ罷役後ニ變更シ左表ニヨリ晩餐前一時乃至三十分ノ運動ヲ授ケントス

運動時間表　但シ二ケ月以内ノ者ニハ運動ヲ授ケス

月名＼時限	午飯	罷役	還房	運動時間
一月	十二時ヨリ一時間	午後三時三十分	五時迄	三十分間
二月	仝	仝四時	五時三十分迄	仝
三月	仝	仝	六時迄	一時間
四月	仝	四時三十分	六時三十分迄	仝
五月	十二時ヨリ一時卅分間	五時	七時迄	仝
六月	十二時ヨリ二時間	五時三十分	七時三十分迄	仝
七月	仝	仝	仝	仝
八月	仝	五時	七時迄	仝
九月	十二時ヨリ一時卅分間	四時三十分	六時迄	仝
十月	十二時ヨリ一時間	四時	五時三十分迄	三十分間
十一月	仝	仝	四時三十分迄	仝
十二月	仝	三時三十分	四時迄	仝

議　定　必要ナル件ナルモ直チニ實施シ能ハサルヘシ典獄ヘ具シ漸次此方針ヲ採ルコトニ決ス

二　在監人患者統計表ニ關スル材料ヲ一定スル奈何

（説明ノ要旨）

監獄則第三十六條ノ在監人ノ疾病ニ罹ル者ハ病性ノ輕重ニ仍リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシムトアリ又日本監獄則講義録ニハ患者ヲ分ツテ三種トス曰ク病監病囚曰ク常病囚曰ク凡病囚是レナリ然レ𪜈實際ニハ就役病囚ト名ケサルヲ得サル尚ホ一種ノ病者アリ蓋シ是等ノ段落アリテ其取扱及統計表材料ノ蒐集ニ大差アルヲ見聞セリ此ノ如キハ一見此事ニ似タルモ余等監獄衛生ニ務ムルモノヽ結果ハ悉ク是レ統計表一片ニ輻輳ヲナスモノナレハ尤モ慎重ヲ加ヘザルヘカラス殊ニ一政府ノ下ニ進歩シツヽアル監獄ニ於テ各縣各個ノ取扱アルカ如キハ甚タ不整理ノ誹ヲ免レス依テ左ニ進操シテ取扱法定ムル如何

第一　病監患者　　第二　就役患者　　一名非病監患者

監獄則ニ曰ク監房ニ於テ治療ヲナスハ素ヨリ輕性ヲ指スモノナリト雖𪜈夫ノ當病中ニモ種々ノ病症アリテ看病夫ノ手ヲ要スルアリ又一ニ戒護員ヲモ附セサルヘカラサルノ不利アリ依テ服役シ能ハサルモノハ一切病監ニ投シ之ヲ病監患者ト云ヒ凡テ第一ノ部ニ算入シ即チ病監患者表ノ材料トス

第二ハ服役ノ儘治療ヲ加フル者ノ總稱ニシテ一滴ノ點眼藥一片ノ膏藥一包ノ頓挫藥ヲ投スルモノト雖𪜈悉ク本項ニ編入ヲナシ就役患者ノ材料トス

要スルニ患者表ノ名稱ヲ分テ病監患者表ト就役患者表ト稱フ又罹病及死亡者ノ百分比例ヲナスニハ在監人延人員ヨリ一日平均現員ヲ得之ヲ分母トナシ罹病及死亡ノ現員ヲ除スルヿトス

議　定　委員ヲ撰ヒ其材料方式ヲ撰定スル事

議　案

一　減食ヲ棒鎖ニ變スルノ件

議　定　減食ヲ廢シ他ノ適當罰ニ換刑アランヿヲ典獄ヨリ内務省ヘ建議アル樣具申スル事

二　控衣ノ件

議　定　論議甚タ深カリシモ各自參考トスルニ決ス

三　發狂人或ハ痴呆ニシテ受刑ノ者ヲ鑑定上減輕或ハ放免等當局者ニ具伸ノ件

議　定　各自研究シ次會ニ報道スルヿ

大阪府監獄醫　提出

四　刑事被告人看病夫ノ件

議　定　別房留置人ヲ使用スルノ便利ナル說多カリシモ監獄則ニヨリ實際押丁ヲシテ行ワルヽ乎否ヤヲ試ミ次會ニ報道スルヿニ決ス

五　在監人ノ食物ノ中最モ適合ノモノヲ撰擇シ及ヒ之カ調理上等豫メ一定ノモノヲ吟味シ置クハ今日柄必要ト認ム如何

六　在監人ヘ着用セシムル被服ノ着用期限及ヒ之レカ調製方即チ裁縫ノ改良及綿ノ量股引ノ厚薄染色ノ如何等ハ總テ身體健康ニ大ナル關係ヲ有ス如何

七　在監人ノ役業上ニ有スル健否ノ關係及ヒ居房ト大氣ノ關係及年齢ト役業ノ關係等ハ豫メ一定ノ標準ヲ取極メ置ク急務タラント思惟ス如何

八　在監人懲罰ノ內健康ニ害アルモノ等ナキヤ否ヤヲ取調ヘ置クハ是亦急務ト思惟ス如何

議　定　第五ヨリ第八條迄ノ議案ハ既ニ仝樣議案アリテ議スルアリ或ハ重複ニ渉ル等ノコトアルヲ以テ廢案ス

（未　完）

●看守教習卒業　高知縣　監獄署

本縣看守教習科程卒業證ヲ授與セシモノ左記ノ如シ

一優等　高知縣看守　江口道信

同　佐竹辰馬

同　弘田義亮

同　竹村正昭

同　山岡惠樹

同　竹內重義

以上六名　宮城縣　監獄署　看守　渡部恒助

同　芳賀熊力

同　猪苗代千代吉

同　片岡善作

同　船山寅治

同　志眞秀成

同　板垣都合八

右本月四日看守教習課程卒業セシヲ以テ卒業證書授與セラル

●仝上　京都府　監獄署

本日第六回看守教習生卒業證書授與式ヲ擧行シ其證書ヲ授與シタル者左記ノ如シ

廿六年十一月十六日授與　看守　水谷太郎一

仝　松園忠雄

仝　端龜太郎

仝　山崎數吉

仝　藤田力藏

仝　米田偏之助

仝　百鳥道藏

仝　村田善之助

仝　杉江正男

仝　伊藤耕雲

●仝上其他　佐賀縣看守　吉武仁吉

仝　彌富丈太郎

右教習中之處本月三日卒業證書ヲ授與セラル

元佐賀縣看守　栗田正次

滿十年間勤續候ニ付年金貳拾五圓給與セラル

●仝上其他　廣島縣　監獄署

○看守教習卒業

看守教習所授業生左ノ五名ヘ客月廿九日卒業證書ヲ授與セリ但松島易次郎中村藤一ノ二名ニハ特ニ優等證ヲ付與シタリ

松島易次郎

中村藤一

關滿太郎

堀田忠彦

山本作次郎

○看守長任免

九月十九日　廣島縣看守長　村上彦八

依願免本官

十月六日　栃木縣看守長　高田眞清

任廣島縣看守長給八級俸

○會議

本月二日ヨリ當署ニ各監獄支署長ヲ召集シ獄務會ヲ開キ仝六日閉會セリ

●看守部長任命　大分縣　監獄署

看守　和田雅吉

看守　金林勝三郎

看守部長ヲ命ス

●仝上　栃木縣　監獄署

看守部長ヲ命ス　栃木縣看守　小關次郎

仝上　大島兼三郎

仝上　小野口小彌太

仝上　芦田金一郎

仝上　增田量一郎

矯正図書館

●仝上

看守部長ヲ命ス　佐賀縣看守　佐賀縣監獄署　滿岡文六

唐津監獄支署仝上　仝上　谷川鎭治

●司獄官任免

津山監獄支署長　岡山縣監獄署　細木英吾

監獄署拘置監結　看守長兼監獄書記兼看守長　安田順吉

監獄署作業課長心得兼經理課勸務　仝　山本鐵吉

任岡山縣監獄書記　非職岡山縣淺口郡書記　笠井銕太郎

給十級俸　監獄書記　笠井銕太郎

非職ヲ命ス　仝　石村芳武

●仝上

給五級俸　秋田縣監獄書記　秋田縣監獄署　木名瀨禮助

給七級俸　秋田縣看守長兼監獄書記　秋田縣看守長兼監獄書記　竹内千里

任秋田縣監獄書記兼看守長　大貫忠直

給九級俸　秋田縣監獄書記兼看守長　角田龜松

給九級俸　秋田縣監獄書記兼看守長　大貫忠直

給九級俸　秋田縣看守長兼監獄書記　岡部安憲

●監獄會議其他　通信員　青森縣　監獄署　寺島治郎作

一監獄會議　青森縣ニ於テハ本月五日ヨリ各支署長及監獄書記看守長ヲ召集シ會議ヲ開キ治獄上緊要ノ事項數件ヲ議了シ仝月七日閉會シタリ

一監獄道開鑿　青森縣監獄署ハ青森町ヲ距ル殆ト二里數十丁ニシテ日常ノ不便不尠サリシニ本年度ニ於テ之カ直徑（一里十余丁）ニ新道路ヲ開鑿スルコトナリ本月初ヨリ着手シ目下ハ百餘人ノ工夫南北二手ニ別レ盛ニ起工中ニ付來ル十一月中ニハ竣工ノ見込ナリ

●賞表授與　宮城縣監獄署

重禁錮囚澁谷彌治外十名入監爾來獄則ヲ謹守シ役業勉勵眞心悛改ノ狀顯ハレタルヲ以テ賞表各壹個ヲ付與セラル

●假出獄　岡山縣監獄署

岡山縣美作國久米南條郡佐良山村大字高尾　天畠孝造　文久三年二月生

謀殺未遂　輕懲役六年

右ノ者明治廿年十二月九日受刑入監以來能ク獄則ヲ遵守シ改悛ノ狀著ルシキニ依リ假出獄具申ノ上本年十月十五日放免セリ

矯正図書館

○豫約出版廣告

八木秀太郎譯補

●格氏監獄學

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーパッハ氏の口に藉りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クローヂ老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益なる大著述にして其有用缺くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此舉あるに至れり本來原書は六百餘頁の大冊なれは一時に之れを出版するは自他の不便なるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪の刑罰第三篇獄舍の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附錄の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益なる統計表數種幷に繪圖幾枚を添付すへし然るに譯者は勿論本會に於ても專ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれは只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別なる割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられさるもの恐くは一人もなかるべし唯切に望む各監獄署に於て代金取纒方を協議ありて雙方の手數を要せさる樣深く御配慮あらんことを

矯正図書館

豫約出版方法

一第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず必印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし

一冊子は大版一頁十四行三十字詰とす

一一集の紙數凡百頁以上にして毎集假表紙を付す

一全部完成の後郵税往復とも自辨送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す

一豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢

但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事

一申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし

一送本の郵税は本會にて支辨す

一送金は郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし

一豫約申込期限は八月三十日とす

右の通相定候間例に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

明治廿六年七月

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

本書第一回の印行は八月中旬を期し又豫約期限は同月三十日とせしも譯補者八木秀太郎君小田原閑居後病氣に罹られ充分執筆し得られざりしを以て乍遺憾第一回出版は九月中旬豫約期限は九月三十日と改正せしも譯者の疾患茫再癒へす爲めに第一集は半途にして今日迄脱稿に至らす纔かに病間を得て從事せらるゝを以隨て其發行非常に遷延せり併し昨今余程輕快に向はれたるを以日ならす脱稿に至るへく幸ひ今日迄豫約御申込なき各署は此際速に愛讀の御報に接せんこと希望に堪へさるなり

出版部拜告